

令和2年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	令和2年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年9月10日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年9月10日	15時30分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員		10番	鳥飼 勝美		11番	大山 勝代
職務のため議場に出席した者の職氏名		（事務局長） 藤田 和彦		（係長） 長野 周次		（書記） 川添 紫
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	建設課長	古賀 浩		
	総務企画課長	熊本 弘樹	教育学習課長	井上 克哉		
	財政課長	平野 裕志	こども課保育園長	佐藤 定行		
	税務課長	寺崎 博文	産業振興課参事	山本 賢子		
	健康増進課長	中牟田 文明				
	福祉課長	吉田 茂喜				
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

### 日程第1

### 一般質問

1. 松石信男
  - (1) 新型コロナウイルス感染症による国保税などの減免について
  - (2) 子育て支援と子どもの貧困対策の拡充について
  
2. 鳥飼勝美
  - (1) 亀の甲ため池の所有権移譲等について
  - (2) 基山保育園の屋外遊具設置について
  
3. 栗野久明
  - (1) 亀の甲ため池の改修と防災計画について
  - (2) 町営球場の整備について
  
4. 重松一徳
  - (1) 地域おこし協力隊の活動について
  - (2) 冬季の新型コロナ対策について

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。傍聴者の皆さん、今日は早朝から大変お疲れさまでございます。季節もだんだんと秋らしくなってきました。

今日は私は2項目について町長並びに担当課長にお尋ねをしたいと思います。日本共産党の松石信男でございます。私は町民こそが主人公の立場に立ちまして、質問をいたします。

質問の第1は、新型コロナによります国保税の減免についてお尋ねをいたします。

国は新型コロナの影響で、主な生計維持者の事業や給与など、いずれかの収入が前年と比べ3割以上減った世帯に対しまして、国保税や介護保険料、それから後期高齢者医療費の保険料を減免すると厚生労働省が通知を出しました。新型コロナの影響で売上げが落ち込んでおります町内の業者の方から、今年度の国保税が全額免除になって助かったなどの声が出ているわけであります。

しかし、大部分は減免内容が十分に知られていない上に、非常に分かりづらいと、申請書類が大変複雑だという声があるわけであります。

そこで、お尋ねをいたします。

(1) どのような人が減免の対象になるのか。

(2) どれくらい減免されるのか。

(3) 町民の皆さんへの周知はどのようにしているのか。

(4) 国保税減免の現在の申請件数はどれくらいなのか。

(5) 国保税、介護保険料、それから後期高齢者医療、国民年金などが減免になるわけですね。そうしますと、どれもコロナ禍によるわけでございますので、例えば、国保税の減免で

相談に来られた方に対して、それだけではなく、全部関連しているわけですから、私はワンストップの相談窓口の設置が必要というふうに思うわけでございます。相談体制についてお尋ねしたいと思います。

次に、質問の第2です。

子育て支援と子どもの貧困対策についてお聞きいたします。

これにつきまして、私は本当に過去に何回も尋ねてまいりました。この問題は大変大きな問題です。捨ておけない、これは私の気持ちでございます。どうかよろしく願いをいたします。

厚生労働省が今年7月17日に公表いたしました2019年国民生活基礎調査によりますと、平均的な所得の半分未満の家庭で暮らす子どもの割合、これは子どもの貧困率といえますけれども、これが2018年時点で13.5%でした。前回は2015年の13.9%でしたから、3年たってもほとんど改善が見られていないということで、依然として子ども7人に1人が貧困状態に置かれております。

大人1人で子どもを育てる世帯の貧困率は48.1%に上がりまして、母子世帯のうち、貯金が全くない世帯が31.8%、3世帯に1世帯が全く貯金がないというふうにこれも上がってまいります。シングルマザーの86.7%が生活が苦しいと回答をされています。子育てに追われて生活費や教育費にお金がかかる苦しい生活実態が表れているのではないかというふうに思っています。

本当に生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されるという状況は、この日本社会全体に大きな損失をもたらしているとされています。今、国も、それから地方自治体も問題解決のために力を注いでおりますけれども、格差拡大が広がる中で、展望が見えていません。なぜなのか、この辺も議論しながら、展望のある解決策、こういうのも見いだしていきたいと思っております。

そこで、基山町では平成29年12月に子どもの貧困対策の実情を調べるために基山町子ども生活実態調査を行いました。今年3月に策定をいたしました、第2期の基山町子ども・子育て支援事業計画の中に7つの基本目標があるわけでございますが、その1つとして、子どもの貧困対策の推進を設定しているところであります。

基山町では、今までの支援として、ひとり親家庭の医療費の一部負担金の全額助成とか、就業支援につながりますハローワークの役場内設置、それから子育て世代包括支援センター

の設置などで支援を行っておりますが、子どもの貧困問題は本当に待ったなしの課題として、その実効性が問われているというふうに思います。支援の充実も提案してお尋ねをいたします。

(1) 基山町子ども・子育て支援事業計画の基本目標であります子どもの貧困対策の推進によりますと、様々な事業を計画、推進されておりますが、特に力を入れる施策について説明をお願いしたいと思います。

(2) 子どもの貧困について、基山町の実態はどうか。これは1回、平成29年にやったところでございますけれども、ひとり親家庭の世帯数、それから子どもの扶養人数、これについて説明をしてください。

(3) ひとり親家庭に対します様々な支援の応援のパンフレットなどで相談に応じられていると思いますが、この周知はどうされているのかですね。

(4) ひとり親家庭等の子どもの学習支援ですね。ひとり親家庭の子どもさんたちは非常に教育環境に恵まれていないと、家庭学習がなかなかできないという状況の中で、これは非常に大切でございます。学習支援をどうしているのか。

(5) 児童・生徒の給食費の滞納状況はどれくらいか。また、未納の原因は何なのか、説明をお願いします。

(6) 繰り返し今までも提案しておりますけれども、学校給食費への何らかの助成は、やはり子育て支援はもちろんでありますけれども、子どもの貧困対策にもつながるというふうに思っております。前向きな検討を求めたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。松石信男議員の一般質問に町民こそが主人公の立場で答弁したいというふうに思います。

答弁の仕方なんですけど、大きな2の(4)、(5)、(6)につきましては教育長から答弁させていただきたいと思います。残りを私のほうで答弁させていただきたいというふうに思います。

1、新型コロナウイルス感染症による国保税などの減免について、(1)どのような人が減免の対象になるのかというふうな御質問でございますが、新型コロナウイルス感染症により、

主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯で、(1)といたしまして、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の収入の種類ごとに見たいずれかの収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること、(2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること、(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額400万円以下であることの3つですね。この(1)、(2)、(3)全ての要件に該当する世帯が対象になるわけでございます。

(2)どのくらいの額が減免されるかということでございますが、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限を設定されているものが減免の対象となる保険税となります。新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯は全面免除となっております。

また、主たる生計維持者の収入が減少した世帯で、前問で回答いたしましたとおり、3つの要件を満たされた世帯につきましては、算定した減免対象保険税額に主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた5段階の減免割合を乗じた額を減免するわけでございます。いわゆる5段階ということでございます。

先ほど申しましたように、主たる生計維持者の事業等が廃止、失業した場合、主たる生計維持者前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額を全額免除というふうなことになっているところでございます。

(3)減免の周知はどうしているのかということでございますが、本制度の周知につきましては、まずは町のホームページに「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」というのを掲載した後、6月15日号の「広報きやま」、そして全ての被保険者の方へ6月中旬に発送した令和2年度国保税納税通知書の同封文書などによってお知らせしているところでございます。

(4)といたしまして、国保税の減免の現在の申請件数はということでございますが、8月31日現在で19件の申請があっているところでございます。

(5)国保税、介護保険料、後期高齢者医療、国民年金について、減免などのワンストップ相談窓口の設置が必要であるとする。相談体制はどうなっているのかということでございますが、減免申請についてだけのワンストップ相談窓口というのは設置していませんけれども、相談体制について他の申請手続と同様にワンストップサービスで対応を今行っていると

ころでございます。

2、子育て支援と子どもの貧困対策の拡充についてということでございますが、(1)基山町子ども・子育て支援事業計画の基本目標では子どもの貧困対策の推進を上げているが、特に力を入れている施策は何かということでございますが、施策の方向性としては4つの柱に沿った支援を行っているところでございます。

第1の柱として「子ども・子育て家庭の視点に立った切れ目のない支援」、第2の柱として「教育・学びの支援」、第3の柱として「生活の支援」、第4の柱として「支援ネットワークの強化」ということにしているところでございます。

今年度につきましては、4月からネットワークコーディネーターを増員しておるところでございますし、それから令和3年1月からは高校生の医療の通院助成に取り組む予定にしているところでございます。

また、4月28日以降の新生児が定額給付金の対象にならないということで、そのことについても10万円ではございませんけど、5万円を実施をしておりますし、もし、また議会を通していただければ、4月以降、新生児の5万円というのは続けていきたいというふう思っているところでございます。そういったように、さらに必要な施策については精査の上、町の財政状況も考慮して施策の展開を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

(2)子どもの貧困について実態は。また、ひとり親家庭の世帯数と扶養人数を示せというふうなことでございますが、先ほど御紹介いただきました平成29年に実施して平成30年3月に取りまとめました基山町子ども生活実態調査によると、ひとり親世帯を中心に収入が少なく、様々な悩みを抱えているということが浮き彫りにされました。その結果を受けて、すぐにひとり親医療費の自己負担全額助成や小学3年生を対象にした無料の補充学習を新しい施策として追加させていただいたところでございます。

また、現在、ひとり親家庭の世帯数と扶養数については、町が把握する令和2年7月末のひとり親医療受給資格者として192世帯、扶養数は237人となっているところでございます。

(3)ひとり親家庭応援事業の周知はどうしているのかということでございますが、ひとり親への支援事業につきましては、ホームページ及び広報への掲載を行ってまいります。また、ひとり親支援事業を記載した「ひとり親家庭のしおり」を子育て世代包括支援センターと子ども課の窓口を設置して、それを配布することによって周知を図っているところでござい

す。

私のほうからの1度目の答弁は以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

柴田教育長。

**○教育長（柴田昌範君）（登壇）**

皆さんおはようございます。私のほうから松石信男議員の大きな2番、(4)以降の御質問にお答えいたします。

2、子育て支援と子どもの貧困対策の拡充についての(4)ひとり親家庭の子どもの学習支援はどうしているのかについてですけれども、子どもの学習支援につきましては、小学校では6年生、3年生の放課後補充学習を、中学生については、1、2年生については平日の放課後補充学習を、3年生については土曜日に補充学習を行っており、無料で参加できます。

次に、(5)学校給食費の滞納状況は。また、未納の原因は何かについてですが、学校給食費については納め忘れなど、未納期間が短期間のものだけとなっております。前年度となる令和元年度分については、全ての方に納付していただいております。

最後に、(6)学校給食費の助成は、子育て支援はもちろん、子どもの貧困対策にもなる。前向きな検討はできないのかということについてお答えいたします。

学校給食法で給食で使う食材に係る費用は受益者負担とされておりますが、生活困窮家庭の児童・生徒には生活保護や就学援助などの助成制度により、給食費についても補助を行っております。給食費の助成については、子育て支援策の中で必要な施策について町の財政状況を考慮の上、精査、検討を行い、どの施策を優先するかを判断していきたいと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

**○議長（品川義則君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

それでは、2回目以降の質問をしたいというふうに思います。

国保税の新型コロナ減免でございます。どのような人が減免の対象になるのかということですが、全体的に今説明していただいたんですが、非常に分かりづらいといえますか、難しいというふうにも感じました。



今から質問することに対しまして、ちょっと私の把握間違いがあれば、訂正をお願いして、答弁をお願いしたいと思っています。

どのような人が減免の対象になるのか、ざっくり言えば、新型コロナの影響で収入が3割以上減少した世帯が合計所得に応じた減免割合が5段階に分かれて、そして300万円以下の場合には全額免除というふうになっていると理解をしました。この事業収入などの3割減少についての判断はどのようにされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

本人さんのほうから前年度所得の部分と、これから収入見込みである部分について申請書を申請いただき、その分について判断したところで申請を受け付けております。松石信男議員が分かりにくいところというのが、収入というのは事業収入なり、不動産収入なり、給与収入なりそれぞれあると思いますけれども、いずれかの収入が10分の3以上減った場合というのが一つの要件になっておりますので、全体収入での考え方とはちょっと違うということを保険者の方等には十分に説明しているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、事業収入が3割以上減少の世帯についてちょっとお聞きいたします。

これは3割減少になるようだという見込みでいいと聞いています。それが違っていれば、また答弁ください。

それで、見込みで3割以上減少になるということで申請をしたと。結果として、3割以上減少にならなかったと、こういう場合はどうなりますか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

あくまでも申請段階での見込みでございます。ただ、現時点で申請していただく部分について、既に2月以降のそれぞれの実績等がございますので、そういったものを鑑みたところで判断していくような形を取っております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

見込みで申請を受け付けると。結果として、3割以上の減収にならなかったといった場合はどうなりますかね。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

あくまでもその分については、虚偽の申請とか、そういったものがない限りは、減免申請に対して否認するものではないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

つまり、見込みで申請したけれども、結果として、3割以上の減収にならなかったとなってもいいんだということですね。そこは一つ分かりました。

それで、次に、基山町から被保険者の皆さんに新型コロナウイルス感染症の影響による減免についてのお知らせが送られておりますが、それを見て感じたんですが、いわゆる収入の中には国や県からの特別定額給付金10万円とか持続化給付金、これは個人の場合は100万円、法人は200万円というふうな形のようにありますが、これは収入には入りませんというふうに書かれております。それは分かります。では、基山町の中小企業者事業継続緊急支援金というのがあります。これは最高30万円を給付する、もしくは10万円を事業者に給付するわけですが、これは事業収入に入りますか、入りませんか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

その分については事業収入に含まないことで算定をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に、お伺いをいたします。

どれくらい減免されるのかということでお聞きをしたところでは、現在、19件の減免申請がされているというふうにご答弁されておりますが、この減免割合は5段階になっているというふうにお聞きをいたしました。

それで、所得300万円以下の場合には全額免除というふうに思いますけれども、現在基山町の方が申請されている中で、その5段階のうち、私は300万円以下、全額免除が一番多いのかなという感じはしますが、その辺の実情について説明してください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

前年合計所得に応じた減免割合について、それぞれ300万円以下の場合が10分の10の全額免除、400万円以下の場合が10分の8、550万円以下の場合が10分の6、750万円以下の場合が10分の4、1,000万円以下の場合が10分の2という5段階の減免の割合がございますけれども、松石信男議員がおっしゃられるとおり、7割、8割の方が300万円以下の対象となっているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

町内で商売されている、事業をされている方は、この減免申請を行えば、ほとんど7割の方ぐらいが全額免除になって、非常に事業継続のための大きな支えになっているということがはっきりしたというふうにおっしゃるところです。

それで、この減免申請の町民の皆さんへの周知ですね。先ほどいろんな形でやられているというふうにお聞きをしました。しかし、私はこの申請数が少ないのではないのかなというふうな感じを持っておるところです。少ない原因に、私はまず自分の国保税額が幾らであるかということ把握していないということや、それから――国の特別定額給付金、これは1人当たり10万円や持続化給付金200万円とか100万円については徹底した周知、宣伝が行われましたね。特に、特別定額給付金1人当たり10万円、これは基山町もいち早く取り組んでいただきまして、99.9%ということで、対象者のほとんどですね、辞退された方とかいらっ

しゃるようなので。そこまで徹底してやられているわけではありますが、それに比べたら、なかなか町民への周知が行き渡っていないこともあるのではないかというふうに思っておるところです。

今、コロナ禍の収束がなかなか見通せないという中で、町もつかんであると思いますけれども、中小企業の営業は非常に深刻になっていると。もちろん、そういう中で、町としてプレミアム付商品券の発行とか手は打っているわけですがけれども、深刻になっております。事業を継続させる、そして1軒の店も潰させないという立場が私は必要だろうというふうに思っています。ですので、そういう意味でも、継続させるためにも、この制度を広く知らせて、減免に必要な人が活用できるような徹底した周知をすべきではないかというふうに思っておるところです。

それで、基山町のホームページで申請書とかいろいろあるわけで、それもちょっと開いてみたわけですが、なかなか分かりづらいという感じがします。それで、鳥栖市の申請書をちょっと見たんですが、非常に感心したのが新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免についてというフローチャートがあるんですね。はい、いいえ、あなたはこっち、右とか左とか、できる、できないとかいうことでこういうフローチャートがあります。これを見ると、自分はこれは該当するなということ、これは非常に分かりやすいというふうに感じたところなんです。

それで、非常にいい知らせですから、再度徹底する必要があるというふうに思っています。このままで少なかったというふうになるのはどうかというふうに思うわけです。その辺について今後どのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（品川義則君）**

寺崎税務課長。

**○税務課長（寺崎博文君）**

松石信男議員がおっしゃられるとおり、被保険者の方に対しての減免制度の周知というのは重要だというふうに考えております。それをもって、随時、被保険者の方からの相談等もございますので、そういったことを受けながら、情報の発信等は行っているところでございます。

随時ホームページ等の更新等を行っていく中で、昨日、新たに国保税に関する減免の部分というのは情報の追加をした形で更新をして、周知に努めているところでございます。

今後もそのような形で、ホームページも含めて、「広報きやま」等の媒体等も利用しながら、周知に努めていきたいというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ホームページに載せた。それから、「広報きやま」にも今後載せていくということでございます。ぜひ周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

さっきの申請件数の件ですけれども、少ないのではないかとこのふうにはちょっと思ったというのがなぜかと。私なりに思うのは、単純には比較はできないんですけれども、基山町が行っています中小企業者事業継続緊急支援金の給付件数、これはセーフティーネット4号の認定業者とかいろいろあって、それから売上げが前年同月比20%減少した事業者が対象ということですが、これが8月末現在で169件になっています。国保の減免は30%以上ですから、単純には比較はできないんですけれども、そういう意味じゃ、基山町が独自に行っています中小業者に対する支援金の給付、これについては補正予算を追加、追加で組みながら周知を図ってきた結果、169件ということになって、私はこれがさらに増えていくのかなというふうに思っています。

何回も言いますけれども、単純には比較はできませんけれども、そういうのを受けて、もっともって増えてもいいんじゃないかというふうに思っているところです。

この申請なんですけれども、先ほども言いましたように、やはり高齢者の方が多いということ——実態は若い人もいらっしゃるということもあるかもしれんですけど、申請の資料づくりが非常に大変と。そういう意味では、職員の方の丁寧な対応を求めたいというふうに思っています。記入間違いがあっても柔軟に対処してもらいたいと。申請によっては、役場に5回も6回も来るということが昨日のNHKのニュースでも——国保税減免じゃないですよ、ほかの分ですけれども、説明する職員も大変だし、申請する人も大変ということなんか報道されておったわけですが、そういうふうには記入間違いがあっても柔軟に対処するということはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

申請者の方に対して、記入の仕方を含めて、窓口で十分な対応をしているところでございます。

お見えになる方は、通知文書とか「広報きやま」とか、そういった情報で来られる方もいらっしゃるかもしれませんが、先に電話で私はこういった状況だから、対象になるやろうかというような形で御相談もございますので、そのときには申請時に必要な部分の書類は準備してきてくださいと、記入する部分についてはこちらのほうで教えながら、一緒に作成していくような形の手法も取っております。

別のことになるんですけども、通常の特例申請ですと、納期限までに申請というような取り決めになっているんですけども、この特例申請については令和3年3月31日までに申請すれば対象というようなこともありますので、被保険者の方はもっとゆっくりした形で考えてある方もいらっしゃるのかなというふうなことは考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

申請期間が来年3月末までということで期間があるということですね。それは割と大切で、だんだん知れ渡れば増えるかなというふうに思っているところです。

ちなみに、この財源については国が全部補填するというふうになっておりますので、その辺は非常にいいと思っています。

この件の最後ですが、コロナ禍に関係して、1回目の質問でも申し上げましたけれども、国保税、介護保険料、それから後期高齢者医療保険、国民年金の減免、これは全部関連して行われます。そういう意味では、例えば、国保税の減免に来られたといったときに、併せてこういうのができますという部分のやはり説明が必要ではないのかというふうに思っています。国保税減免なら、それだけで終わりということじゃなくて、せっかくそういう国の制度が設けられているわけですから、やはりきちっとその辺もお知らせしていくと、そして申請してもらおうと。そういう意味では、ワンストップの相談窓口が必要じゃないかというふうに提案したところでございます。

そういう窓口は設置しておらないけれども、ワンストップのサービスの対応をしているというような答弁がされたと思います。それはちょっとどういうことなんですかね、私が質問

した内容に、国保税減免に来られた方には介護保険料、それから後期高齢者者、国民年金、これも全部されますから、申請書はこれですよということでやっているということなのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

ワンストップサービスと御回答したのは、例えば、国保税の減免の申請に来られて、税務課のカウンターのほうで対応していた場合、そちらの職員が介護保険料とか国民年金等の該当があるというようなことをお伝えして、その辺について担当課、福祉課のほうになるんですけれども、そちらのほうに御連絡をいただきまして、税務課のカウンターのところに福祉課の職員が行って、そちらのほうでそういった減免についての御説明を差し上げるというような、その件は福祉課なので、福祉課に行ってくださいとか、その件は何々課なので、どこに行ってくださいとかいうようなことにならないようにワンストップでのサービスという意味で対応しているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは大変いいなというふうに思いました。

私は申請に対応される職員の方々が非常に大変ではなかろうかというふうに思っています。そういう意味では、職員の方々の応援体制とか人事配置とか、こういうのも場合によっては私は必要だろうというふうに思います。その辺は心配ありませんか。非常に現場が繁忙になっているという点では、いや、今の通常業務で対応できるんだということなんでしょうか、ちょっとその辺の実情をお示してください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

国保税の減免申請に関してですけれども、現行の体制で税務課住民税係が4名います。この者たちは全て把握しているところでございますので、現行では人員的には足りていると思っております。ただ、申請者の方が多くお見えになられたときには、ちょっとお待ちいた

だく時間はあろうかと思えます。例えば、確定申告時期とか職員数が少ないときにはあろうかと思えますけれども、現状では人員の体制は十分にできているというふうに感じております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後に、これはぜひお願いというか、なかなか申請するほうは電話で相談されるということもあるわけでありましてけれども、やっぱり非常にハードルが高いというふうにお聞きします。

いずれにしても、実際にそういう対象者の方がきちっと申請できるまでの丁寧な援助をやっていただけたらと思えますけれども、ぜひとも求めたいというふうに思います。

それでは、この件は終わります。

次に、子育て支援と子どもの貧困対策の拡充ですね。答弁では、基山町では特に経済的な理由で子育てに苦勞されている世帯が192世帯、扶養者が237人というふうに説明されました。

先日の新聞によりますと、これはNPO法人が調査したということですが、新型コロナ禍の中で、母子家庭の18%が食事の回数を減らし、そして15%が1回の食事量を減らしているという実態が掲載されております。勤務先の休廃業とか労働時間の短縮で、元から少ない収入がさらに減少すると。さらに、学校給食の停止などによる食費増などもありまして、非常に支出を切り詰めても困窮状態にあるということがアンケート調査の中で発覚したということで報道されているところでございます。

そこで、子ども・子育て支援事業の中での子どもの貧困対策の推進、主な事業を見てみますと、継続して実施するというのがほとんどですね。これは途中で打ち切ることじゃなくて、もちろん継続も当然必要です。ですから、私はやはりこういうコロナ禍の中で、さらなる施策の展開を求めたいと。私も具体的にどうすればいいということまで提案できればいいんですけど、そこまではまだ至っておりませんが、ぜひともその辺はやっていただきたい。

そういう中でも、来年1月から高校生の通院費の助成とか、先ほど答弁の中でありましたように、ひとり親家庭の1万円の特別給付金、それから1世帯当たり2万円とか3万円の給付金、これは生活の糧になり、非常に歓迎するものであります。ただ、私は町長も考えられ



ているかと思いますが、収束がいつになるか分かりません。やはり収束までの繰り返しの給付を私は求めていきたいと思います。

そこで、1つお聞きをいたします。

今年度からネットワークコーディネーターを増員したということ、これについて説明してください。

**○議長（品川義則君）**

今泉こども課長。

**○こども課長（今泉雅己君）**

ネットワークコーディネーター事業自体は地方創生推進交付金、平成28年度から実施を行っております。臨床心理士、社会福祉士の2名体制で行ってございましたけれども、やはり相談の多様化、それから相談件数が増えていることもありましたので、今年4月から社会福祉士を1名追加いたしまして、3名体制で実施をしております。

内容としましては、保育園の巡回相談、個別相談、それから学童に関しても巡回相談と個別相談、今年度に関しては、学校とも連携を取らせていただいて、学校のほうにも入って相談を受けているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

分かりました。

次に、ひとり親家庭の応援パンフレットなどで事業周知を行っているということでございます。私もいただきました。これは佐賀県の「ひとり親家庭のしおり」ということで、様々な制度が載せられて、中にはちょっと古いかなと、現状に合わんというのもちよっとあるような感じがします。

先ほどもちよっと説明があったように、基山町も独自にやっているわけですが、やはりその辺もきちっと知らせていく。相談に来られた方には、それは口頭か何かで伝えられているかとは思いますが、私はその辺をやはりきちんと文書というか、チラシなどで知らせていくと、これが非常に大事ではないかと。

そういう意味で、前は——1枚のチラシですけれども、基山町も作っています。内容も更新しながら、基山町の独自支援策、これもそういうチラシとかで知らせていくということ

が私は必要だろうというふうに思いますけど、どのようにお考えですか。

**○議長（品川義則君）**

中牟田健康増進課長。

**○健康増進課長（中牟田文明君）**

今、ひとり親の支援メニューにつきましては、先ほど言われました、佐賀県が作りました「ひとり親家庭のしおり」で周知等を行っているところでございます。議員が言われたように、町の支援策も含めたところの説明をしやすいように、うちの職員も対面での説明を行いますので、今は先ほど言われましたようにチラシでの説明を行っていますが、子育て支援、ほかの全体的なところも含めて、しおりだけじゃなくて、パンフレットなりを町独自で作成したらどうかというところを検討したいと思います。

**○議長（品川義則君）**

松石信男議員。

**○12番（松石信男君）**

ぜひ検討して作っていただきたいと。

何回も説明したと思いますが、武雄市なんかは独自でカラーの立派な、ああいうふうなものになればいいんですけど、それにいなくても、やはり心配されている保護者の方にきちっと応えていくということをお願いしたいと思います。

それから、学習支援でございます。

小学校では3年生と6年生、中学校では1年生から3年生まで放課後の補充学習をやっているということで、これは以前からも言われていました。私は貧困対策として、これは非常に大事だと。貧困の連鎖とか継承が問題にされていると、そういうことにストップをかける意味でも大事だというふうに思っています。

町内の保護者の方から学習塾にやりたいけれども、お金がないなどの声も聞いておるところです。

1回目の質問で申しました、繰り返しになりますけれども、成長過程にある子ども時代の貧困というのが健康や学力など、子どもたちにとっても必要な条件を身につけると。生きる力といいますか、そういうことが経済的な理由で奪われるという点で非常に影響が大きいと言われています。特に、中学3年生の時点ですね、調査によりますと、この時点が非常に左右するという部分も聞いておるところです。学校教育の中で、低学力とか学習意欲の低い児

童・生徒の方たちへのさらなる支援体制の強化が必要だろうと思っております。

そこで、今、この事業は民間委託でやられているんですかね。その辺の内容についてどういう形でやられているということを説明してください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

小学校の3年生、それから6年生の補充学習については民間の学習塾に委託をしまして、週1日の補充学習を行っております。中学校につきましては、町のほうで講師を募集いたしまして、1、2年生は放課後、中学3年生に関しては土曜日ということで、人数によりまして講師の方を配置して、自習形式ではありますけれども、分からない部分を丁寧に解説したり、そういったところで基礎学力の向上という形での補充学習を行っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

成果と申しますか、その辺については当然上がっているものというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか、把握されておりますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

小学校については、やはり学習習慣という部分が補充学習を行うことによって身につけてくると。小学校3、4年ぐらいから学力的な部分の差がついてくるといってもありますので、その前の3年生の段階で、算数についての補充学習になるんですけれども、放課後に補充学習を行いまして、自分で勉強する、そういう学習習慣を身につけるといってやっております。

小学校については、特にテストの点数とかで判断できる部分というのは、目に見える結果というのは分かりづらい部分もあるんですけれども、中学校の補充学習のほうも含めて、そういった補充学習を受けた生徒については点数的には向上の傾向にあるということで把握しております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

では最後の質問に移ります。

学校給食への何らかの助成についてであります。

この件もまたかと思われているかもしれませんが、しかし、私はこれは非常に大切だというふうに思っておるところです。

学校給食費の助成についてですけれども、佐賀県内10市10町あるわけですが、10町のうち、一部助成を含めると、8町が何らかの助成を今やっております。これは御存じだと思います。特に、町の段階で人口と産業構造が基山町と同じである吉野ヶ里町、これはいわゆる類似団体と言われるわけですね。人口も似ている、それから産業構造も似ているというところがございます。そこでは、これは実際、担当者にもお伺いをしたところですが、今年度から第2子は半額助成、第3子以降は全額助成に踏み出しております。

これは町長にお聞きをいたしますけれども、町長は以前の議会の答弁でお金もかかるので、子育て支援策としては、最後のとりでとしたいというような見解を表明されておりました。子育て支援策はいろいろやるけれども、これは一番最後だというふうにちょっと私は受け止めたわけがございます。今でもそのお考えは変わっていないでしょうか。やはりウイズコロナの時代、少人数学級への進展もあっておるところです。学校給食へのやはり何らかの助成に踏み切るべきではないだろうか、私はこういうふうに思うわけがございます。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、正確にもう一回、前のことも含めて、今の段階のお答えをきちんとしたいと思いません。

実際、今日は貧困ということでおっしゃっておりますけど、貧困とかでお困りになっているような家庭の給食費は今も無償にしたり、補助をしたりさせていただいていると思っております。だから、そういう意味でいうと、貧困の部分での給食費はクリアされていると思っておりますし、現実にも今、給食費の滞納はほとんどゼロに近い状況が基山町では進んでいます。

それから、そもそも給食費といいながら、材料費だけの金額でございます。例えば、人件

費とかを全部入れれば、こんな給食費では全然足りないわけですので、材料費についてはきちんとお払いいただくのが筋かなと思って、まずそういうお話をさせていただいたというふうに思っております。

そして、さらに、ほかの子育て支援施策をやっていく中では当然同じ、財源は色はついておりませんので、財源は一緒になりますので、どれから先にやっていくかみたいな話が重要なんじゃないかというふうな比較で比べていくと、今申し上げた貧困の家庭は既に手当されている、加えて材料費だけということであれば、優先順位は後ろのほうになるのではないだろうかというふうな、多分そういう類いのお答えをしたというふうに思っております。

現実には、ほかの施策を今着実に実行させていただいてきております。今回も高校生の医療費まで追加いたしましたし、それから実質上の新生児のお祝い金的なものも始まってきておりますので、あと残った施策がどういうものであるかというのをまさに今精査しているところでございますので、そういう精査の中から、またどこかのタイミングで給食費についても考えることがあると思いますけど、それもさっき議員が言われたように、全員にという意味ではなくて、何がしかの条件をつけたもののような、そういうことを考えていかなければいけないのではないかとこのように思っているところでございます。

新型コロナも、先ほど言われたようなやっぱり本当に困っている方々に届くようにしなければいけないので、全員にみたいな発想が今充満しているのは、私的にはちょっとそれは絞り込めないから全員になっているんじゃないかなというふうに思っておりますので、基山町としては本当に困っている方々に手が届くような、そういう形のことをやっていきたいというふうに思っております。子育て支援、給食費についてもそのように考えておりますので、決してずっと無視しているわけではございませんので、いろいろな手だて等を今後とも考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

確かに答弁にありましたように、貧困世帯と見られる方、いわゆる就学援助を受けられている方ですね、これについては給食費も出しています。ただ、私は以前も議会で提案させていただきました。それは1.3倍なんですね。生活保護費の1.3倍、準要保護者の方にだけなんです。それだけの範囲内なんですね。それを1.5倍にしたらどうかと。生活保護費の1.5倍の

所得というか、収入のある世帯に就学援助費、給食費も含めてしたらどうかということを提案しているところです。いや、県内では1.3倍が多いからというふうな形のようにございませうけれども、ぜひその辺は検討をさらに願いたい。それで町長が言われるように、そういう意味では、1.5倍にすれば、ほとんどカバーできると、安心できるということになるかもしれません。それをぜひ前向きに検討をお願いしたい。

私はお金の面からちょっと見てみますと、実施しております類似団体であります吉野ヶ里町、今月は決算時期でもありますが、財政力指数、これは財政の豊かさを示す一つの指標となっているわけです。平成30年度の決算の資料を見てみますと、吉野ヶ里町は0.52、基山町は0.7なんですね。平成元年度は0.69に下がっていますけれども、平成30年度はそれだけの差があると。これだけを見れば、基山町がはるかに豊かになっているということが言えるのではないかと思っています。もちろん、基山町の財政を見る場合、様々な指標があるわけで、総合的に見る必要がありますが、それだけ見ると、そういうふうなことになっていると。県内10町のうち8町も何らかの形でやっていると。

それと併せまして、給食費無償化については、せんだって基山町議会から提言書として提出をしましたように、議会の一致した要望でもあるわけであります。ぜひ町長は重く受け止めていただいて、一刻も早く本気で取り組まれるように求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

議会のあれは非常に重く受け止めておりますので、今回、生活支援の2万円の中で、15歳以下のお子さんがある家庭にはプラス1万円というのは、給食費の見合いということも考えておりますので、そういう意味では、議会の御指摘はすごく重く受け止めておりますので、誤解のないようによろしくお願いいたします。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。10番議員の鳥飼勝美でございます。傍聴の皆さん方には、大変お忙しい中、傍聴いただきまして感謝いたしております。

今回の台風10号、この来襲に備え、いろんなマスコミの報道等の結果、一説によると、8号、9号で海水温度が下がったから大きくならなかったという報道もされております。そういうことで、甚大な被害が予想されましたけど、事前の皆さんの対策により大きな被害も受けずに、私ども安堵いたしているところでございます。

また、基山町におきましても、町民会館、体育館などに400名を超える避難者が来られ、事前の予防に非常に役立ったと聞いております。

そういうことで、今後また台風シーズンですけれども、皆さんと一緒に台風災害の減少に努めていきたいと思っております。

それでは、一般質問に移ります。

私の今回の一般質問は、亀の甲ため池の所有権移譲、今まで移管というふうな言葉を使っておりますけど、移譲、譲り渡すに質問を統一したいと思っております。亀の甲ため池の移管というふうに今まで言っておりますけど、移管は管理を移管するというふうに誤解されるといけませんので、移譲と、譲り渡すという観点について。

質問事項2、基山保育園の屋外遊具設置について質問させていただきます。

それでは、亀の甲ため池の所有権移譲等について質問します。

今から2年前の平成30年7月6日、午後6時頃に発生した集中豪雨により、亀の甲ため池ののり面が崩壊し、ため池の決壊のおそれがあるとして、下流住民に避難指示が出され、大きな不安と多大な被害が発生したところでございます。

今年の2月には、崩壊したのり面の復旧工事が完成しており、これから改良工事が始まりますが、これまで基山町と水利組合との間で、ため池の所有権を基山町へ移譲する問題、改良工事の実施方法等、何度となく協議がなされてきましたが、いまだ全く合意がなされていない状況です。

このように、基山町の防災ため池として、また洪水調整池として災害の防止に重要な役割

を果たしている亀の甲ため池の今後の管理運営等についての協議が遅々として進まない現状と課題について質問します。

(1) これまで2年間の水利組合との協議で合意できなかった理由は何か。

(2) 町長は、町への所有権移譲を実施する意思はあるのか。

(3) 今後の改良工事の概要は何か。

(4) 今後の改良工事の水利組合負担金は発生するのか。

次に、基山保育園の屋外遊具施設について質問します。

今年4月に新基山保育園が役場西側に完成し、多くの園児たちが元気に活動して喜ばしいこととございます。

しかし、旧保育園に設置されていた屋外遊具が新保育園には全く設置されていない。保育園には屋外遊具の設置は必要ないのか、疑問を抱いておるわけとございます。

子どもは遊びを通じて、いろいろ難しいことに挑みながら、身体や運動能力だけでなく、心も発育、発達し、創造力や主体性を向上させる。

また、遊具や運動具は、子どもたちに正しい遊びを提供する大切な道具と考えますが、新保育園に遊具が存在しないことに対し質問します。

(1) 基山保育園には園児のための遊具施設が、全く存在していないのはなぜか。

(2) 基山保育園西側を拡張して屋外遊具を設置する考えはないのか質問して、第1回目の質問にかえさせていただきます。

#### ○議長（品川義則君）

松田町長。

#### ○町長（松田一也君）（登壇）

鳥飼勝美議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず一つ目が、亀の甲ため池の所有権移譲等についてでございますが、先ほどの発言の中に全く合意をしていないとか、遅々として進んでいないというお言葉がございましたので、鳥飼議員が言われているということを担当課長はきちっと肝に銘じておってください。

(1) これまでの2年間の水利組合との協議で合意できなかった理由は何か。

(2) 町長は、町への所有権移譲を実施する意思はあるのかということでございますが、この(1)、(2)は関連いたしますので、一括して回答いたしたいというふうに思います。

亀の甲ため池の所有権移譲については、昨年秋に町と水利組合との間で基本合意しました。



基本合意しましたと答えていますが、全く合意していないというふうに質問がありましたので、全くここは相反する答えになっていますので、そのところはきちっとしないといけませんね。

その後、この半年間、数回にわたり改修工事の内容、所有権移譲、維持管理等についての打合せを重ね、現在、水利組合に対して所有権移譲に関する基本合意、維持管理に関する覚書等の書面の最終案を提示させていただいているところでございます。

今後、それらの書面の押印取り交わしを行い、早期の所有権移譲に向けて詳細な協議を行い、さらに必要な手続を速やかに進めていくこととしているところでございます。

(3)今後の改良工事の概要は何かということですが、今回の改修については、豪雨等による水量増加で堤体に支障がないように、満水面を下げるために、洪水吐きを現在の高さから2メートル下げることが目的で、洪水吐き及びその周辺の堤体を改修するというものでございます。

(4)今後の改良工事の水利組合負担金は発生するのかということですが、今回のため池改修工事は、国の制度を活用し、県が地元受益者から申請を受けて実施するもので、国が50%、県が33%の補助がありますので、残りの17%が基山町と地元受益者の負担になります。

改良工事に伴う費用については、町より亀の甲水利組合に対して、費用負担分として説明させていただいているところでございます。

2、基山保育園の屋外遊具設置についてということですが、(1)基山保育園には園児のための遊具施設が、全く存在していないのはなぜか。

それから、(2)基山保育園西側を拡張して屋外遊具を設置する考えはないのかというふうなことでございますが、これも(1)、(2)が関連いたしますので、併せて回答させていただきます。

基山町保育所整備基本構想の中で、隣接に公園グラウンドがあることから、遊具を利用する場合は総合公園を利用するということが明記しているところでございます。園庭は、子どもたちが考えた自由遊びや体を使った運動遊びを行うこととしておりますので、基山保育園の園庭に屋外遊具を設置する考えはございません。

以上で一度目の回答を終了したいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。

町長は今重大な発言されたと思います。私は一般質問について、遅々として進まない亀の甲ため池の所有権移譲についてどう考えるかと、どうなっているかと聞いたことに対して、昨年秋に町と水利組合との間で基本合意をしましたと断定してあるですね。町長はそういう認識なんですか、お伺いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

移譲するという事は、もっと言えばもっと早くから移譲は心配で——繰り返しになります。きれいに説明させていただきますが、亀の甲の水利組合の方々が、もしものことがあった場合に補償の問題とか大変でしょうから、移譲することは仕方がないと思います。ただ、ほかのため池との関係があるので、その整合性はとらないといけないというふうに思っております。そして、移譲した後も管理はちゃんと組合のほうでやっていただくというのが条件になりますということで、これは逆に言えば、水害が起こったときからその路線は変わっていないということでございます。途中で管理費用についての話がいろいろ変わってきたもので、であれば、まず移譲の話が、それが前提になっているので難しいということで、少し話合いが続いたのがその後の1年半ぐらいでございます。去年の秋にはその合意が取れたということで、これは担当課長からもその報告を私ははっきり受けておりますので、そういう意味では、何でこの時期にこの質問が出るのかということ担当課長には何でというふうに聞いたところでございますので、まさにそこは私としては青天の霹靂という感じでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はっきり言って、柳島課長は今年1月に来られたんです。この亀の甲ため池が崩壊するおそれがあるというのは、去年おととしの7月、2年3か月ぐらい前です。これから担当課長は2年間のうち4名も変わってあるんです。私は柳島課長、前任者から報告受けてありま

しょうけど、はっきり言って情報というか、そういう内容はほとんど理解されていないと思います。しかし、こういう答弁書をつくられた町長、副町長なり、この考え方、その亀の甲ため池はもう合意ができておると、先ほど町長答弁されました。撤回してください。

**○議長（品川義則君）**

酒井副町長。

**○副町長（酒井英良君）**

亀の甲ため池の所有権移譲については、亀の甲水利組合のほうから所有権を基山町に移譲してくれということで、去年の10月話がありましたので、町長のほうが、じゃ、それは受けますということで返事をされています。だから合意をしています。

そして、11月28日の厚生産業常任委員会の所管事務調査の中でも、その中でも移管を受けますという報告は経過報告とともにしております。そして、その常任委員会の報告書の中でもそういうことでしたので、町が所有権の移管を受けた後も、じゃ、水利権についてはちゃんと水利組合で利用するようにしてくださいという文書がちゃんとあります。

ですから、その所有権移譲を受けることについての合意はできているという判断です。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

話合いの合意はできて——合意したというのは、合意文書を締結して合意ができたということじゃないですか。合意文書も何もないのに、ただ話合いで合意したから合意ができましたと。水利組合と町長がこういう移譲については、何月何日を目途にして移譲するという合意文書に調印することが合意をしましたという答弁じゃないですか。この合意したというのは合意文書に調印されていないはずですよ、恐らくされていないですけど、それを議会に対して合意しましたと断定されて、合意文書を締結して初めて合意されたんだと、その話合いについて合意云々ということでしたから合意しましたという、町民に対しての、一般質問に対しての町長の答弁は全く間違いであり撤回すべきと思います。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

そういう挑発的に言われるのも非常に困りますけど、もう一回きちんと読みますよ。同じ

ことを読みますけどいいですか。（「読まんでよか」と呼ぶ者あり）なぜならば、昨年秋に町と水利組合との間で基本合意しました。基本合意ですよ。そして、その後、半年間にわたっていろいろ詰めて、最終案の今提示をさせていただいていますというふうにちゃんと言っております。何もおかしくないと思います。

**○議長（品川義則君）**

酒井副町長。

**○副町長（酒井英良君）**

去年の秋に、所有権は水利組合の方が不安を抱いているので、所有権の移譲をしてくださいということで合意をしました。ですから、その合意を受けて、4月1日までにできればしたいということでしたので、じゃ、手続を進めてくださいというふうに言っています。そして、そのためには所有権移譲の申請を町に出して、それから協定を結んで所有権移転という登記をするということで考えておりましたので、それは移譲申請がまだ出せる、相続登記とかいろいろ手続がありますので、それができていないのでちょっと遅れていますけど、合意はできているという認識でございます。

**○議長（品川義則君）**

すみません、一息入れていただいて、冷静な議論ができますようによろしく願いいたします。鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

ちょっと今までのを皆さんに聞きたいんですけども、亀の甲2年間の経緯を若干説明させてもらいます。

2年前の4月6日に、こういう災害があつてのり面が崩壊したということで、そのとき町長は、そんなに地元水利組合員に不安があるなら、基山町が移譲を受けて基山町で管理しましょうと、おととしの9月の一般質問に発言されたんです。議事録見て分かります。それで、今、副町長が言うように、水利組合と町の担当課長なりで細部にわたって移管に向けて合意書の一步寸前まで、去年の7月ぐらいまで合意に向けて鋭意努力をされたんですよ。

ところが、去年の8月22日、水利組合の代表者と町長、副町長、寺崎課長、古賀課長の席上で、町長は突然一方的に、ため池の所有権の基山町への移管は行わない。これまでの移管事務を進めたのを、突然町長が亀の甲水利組合、移譲は受けないと。それを捉えて、私が9月6日に一般質問をしています。一般質問をしましたら、他のため池との整合性でため池は

移譲しないと。最初はすると言って、去年の8月、9月の一般質問では、基山町は管理しません、水利組合でやってくださいと、そんな冷たい答弁をされているんですよ。だから、地元水利組合は非常に愕然としているんですよ。今まで町長は2年前はしますと、町が責任を持ってやりますと言っていたのを1年たって、合意文書を締結するまで行っていたのを、町長がどういう考えでか知りませんが、もう管理したくない、それは水利組合にさせておけと。私はしませんという一方的な全面撤回をされているんです。

今日の一般質問の私の答弁では先ほどお聞きになったように、基山町の移譲については合意しましたと。だから、その辺の町民なりに対する、水利組合に対する説明というのが全く、何で撤回するのか、ただ整合性のためだけ。町が受けません。そして今度は受けます。担当課長2年のうち4人も変わって、その間は副町長も担当課長を何か月かされたです。そういうのを組織として合意文書で行っているのを、町長が突然出てきて受け付けません、移譲は受けません。そんな、私から言えば独裁者じゃないけど、そんなことが行政運営で許されるんですか。みんなで担当課長、その当時の担当課長も一緒になってやって、去年の4月1日に合意文書にしましょうと、副町長も知ってあると思います。そしてやっていたのに、突然町は受け付けません、それは水利組合でやってくださいと。災害があっても水利組合の名前ですから、水利組合が責任者ですよと総務企画課長言われました。そういう考えで、このため池の問題を町長は考えてあるのかと。組合員の皆さん方も、30件ぐらいいらっしゃるのが十何件しかいらっしゃらないんですよ、後継者もいらっしゃらない、管理人は大変な草刈りもされているんですよ。それについて余りにも町長は、そんな理不尽なことをやっていいんですか。私は本当胸が、非常に心苦しいです。傍聴に来てある方もいらっしゃるんですけど、今度は間違いなく所有権移譲について、町長は本気になってするというふうな考え方なのか。またいつなのか、いや、しませんというふうになるのか。町長の真意を聞きたいんですよ。

私もこの一般質問、今日で亀の甲関係は4回目です。誰も何回もしたくありません。しかし、こうして遅々として進まない、こういう町民の安全・安心の一番基本的な問題を、町長は私から言えばないがしろにしていると言わざるを得ないと思うところです。

町長はまたこれが、この合意ができなかったら、また水利組合の移譲はしませんと、恐らくまたそうなるんじゃないかというのを水利組合の組合員の皆さん方はあるんですよ。だから、亀の甲の洪水吐きをどうこうするんじゃなくて、その前に、この根本の亀の甲ため池が水利組合の皆さんでは管理できないから、どうか町のほうで管理してください、全部財産も

無償で差し上げますと、こういう申出に分かりました。それではしましよと言っておって、去年はしませんと言う、今になってすると。二転三転政策方針が転換されていることについて、非常に水利組合の皆さん方は不信感を持ってあるんですよ。

だから、この問題を、実際に所有権移転する、後で質問しますけど、登記する。いろんな経費がかかる。これについて、担当課長はありませんけど、私が聞くと全部地元でしなさいという考えのようです。

だから、その辺も含めて質問しますけど、町長は今回は間違いなく移譲について、何ら前提条件をつけなくて基山町が無償で譲り受けて、財産管理を含めて管理するという考えは現時点でどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

最初から言っていますとおり、移譲は受けますけど、管理は今までどおり水利組合でやっていただくという、そういう合意をさせていただくつもりをしております。

そして、その話は去年の9月のここでの一般質問があった後、町長室に来ていただいて、鳥飼議員にも説明して分かったと言って帰られました。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私が言っているのは、あそこのため池の管理には二通りあるんですよ。財産管理と、それを使う利用者の機能管理、2つがあるんです。だから、財産法、基山町にすれば当然財産管理は基山町に発生するんです。だけん、水利を使う、川掃除とか堤防清掃とか、町長の考えは、移譲を受けても何も基山町は財産管理を含めて何もしないという考え方でしょう。全部水利組合今までどおりと同じで、名義だけを換えるということでしょう。そうじゃなくて、もしあそこが災害が起こったら、水利組合としては災害復旧もできないから、町のほうが財産上、今度の余水吐きにしろ、そういうのも町でしてくださいと言いよっとですよ。それはもう全部水利組合に放り投げて、基山町は名義だけの管理という考え方でしょう、町長は。基本的にそこなんです、町長がそういう考えを持ってあるから、担当課長辺りはもうそれから動かせないんですよ。だから町長がそうじゃなくて、財産管理、亀の甲ため池の重要性

を鑑みて、これは基山町がやりますと、総務企画課長、顔ば横に振りよるばってんが。だから、そういう考えが基本的に水利組合なりと私の考えと、町の今のやり方が、これは2年間の、こんな私から言えば大したことないようなのを2年間もほったらかして、地元水利組合の不安を買っている。この現実と思います。

そいけん、町長は移譲を受けたらどういうふうと考えてあるんですか。どこまで管理するんですか、もう管理は今までどおりという考え方ですか。これははっきりしてください、水利組合の方もいらっしゃいますから。今までと全く同じなら移譲する意味がないです、移譲する意味が。やはり移譲して町が管理して危険を防止する柵とか、そういうのは国庫補助なり設けて、町が管理するのが町が移譲を受けるということであって、町長のように名前だけ基山町にして、あとは全部水利組合にするのは何ら今までと全く変わらない。町長の真意はどうですか、どこまでが管理か。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

2年前の災害があったときからそれはぶれていないつもりなんです、もし次に同じような、もっとひどい、いわゆる実際何かがあったときに水利組合では補償できないでしょうと、その部分の保険というか、その部分のあれは町で持つようにしましょうと。だからそのためのものなんですよと。だから普通の、いわゆる通常管理ですね。そういうのは今までと同じように水利組合、まだため池として使われる以上は、ほかのため池との整合性があるので、それだけはやってくださいと。そのかわり、ほかのため池に比べて非常に危険度が高いと思うし、もし何かあったときの被害の額とかも多いので、それを全部水利組合が持つのは大変でしょうから、そこの部分の保険として町が所有権を持ちましょうという話を一番最初にしたつもりなので、そこから全然変わっていないつもりなんですけれども。

**○議長（品川義則君）**

酒井副町長。

**○副町長（酒井英良君）**

ため池は基山町にも7か所ぐらいありますけれども、ため池の基本的な考え方は、所有者と管理者がおります。管理者は水利権を持つ受益者になるわけですね。その受益者が管理権を持っていますので、例えば、操作とか維持管理とか修繕とかをするのが管理者です。です

から、どこのため池でも、基山町の所有になっているため池もありますけれども、管理者は水利組合になっていますので、水利組合がそういう管理とか操作とかをやっているわけです。亀の甲も同じように、そういうふうに管理をしていただく者と所有者がいるということになります。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

それで、補足しておきますと、だから、そういう意味では所有権がこっちに移って、水利権がある間は管理してもらわなきゃいけないけど、水利権がなくなってまで管理してくださいという話が出てこないの、その時点で基山町が管理もするという、そういうことになります。

だから、ため池として使われている間はちゃんと管理していただきたいという、そういう合意を結びたいと思っているし、少なくとも今日傍聴に来られているけど、そこはそういう合意があると私は報告を受けているので、それが違うと言われるのであれば、それこそ大変なことです、これは大変なことよ。課長も何かあるなら。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

私も1月から今現在の職務を拝命しまして担当しているところでございますが、まず、10月の時点で口頭ではありますが、所有権移譲を受けることは了解したものと認識しております。ただ、その書面が欲しいという希望があったということをお聞きしておりましたので、その後、じゃ、その書面を後もって用意しましょうということで、基本合意についての書面を今用意している最中ではございます、その最終案の段階に来ているというのが今の状況でございます。

それに併せて、維持管理についての覚書等も併せて最終案を提示させてもらっているところです。この2つはセットということで、この冬から最近にかけて、現場のほうと数回にわたって協議をさせてもらって、その中で所有権の移譲にかかわらず、その前も後であっても、維持管理については受益者である現場の地元の方が受け持つということには変わりありませんということ、地元の方については同意をしてもらっているところでございます。



ただ、経営分担については災害対策を含めてありますので、それについては別途説明をさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

その辺がはっきり言って、2年のうち課長が4名も変わってある。真意が、水利組合との真意。普通管理、はっきり言って、管理に関する、詳細にしたいと思いますけど、管理というのは水を使う機能管理、使う人の水利権を使う、そういう人たちが管理するの当たり前、川掃除したりするのは。今度の移譲というのは、所有権の移譲というのは、亀の甲ため池全体を所有権、底地を含めた所有権を基山町に譲り渡しますよ、管理をできませんからお願いしますと。しかし、内容については、町長が今いみじくも言われましたように、今までとちょっと変わりませんと。そんなら移譲する必要全くないですか、同じことやないですか。責任を持って基山町が管理をするということが移譲なんです。それを他の整合性、失礼ですけど、向平原ため池、菖蒲坂ため池あります。そこのため池との整合性、全く意味が分かりません。向平原ため池と亀の甲ため池が町民に与える災害、それが全く一緒ですか、それがそれによって整合性がとれないのですか。そういう答弁されることが私は本当に情けないです。あなたたちは下に住んでいないけど、下に住んでいる人たちの危険、おととしの避難指示、これの危険をあなたたちは全然分かっていらっしやらない。だから、そういうのは亀の甲水利組合では管理、施設の管理も含めてできないから、無償で町に管理をお願いします。その管理というのは財産管理です。もし災害が起こったときとか、基山町の総合賠償保険で管理にしておけば、町の賠償保険で補填されるんですよ。しかし、今の場合は亀の甲水利組合はそういう保険にも入っていないし、されないと。だから、それを町の財産として持って適正な管理運営することが、基山町民の生命と財産を守る町長の責務じゃないですか。それを逃げて今までどおりで、財産だけもらっておくと、町に名義だけ換えておく。そんなことで町長いいと思うんですか。到底私は考えられません。こんなに町民が、水利組合が困っている問題なら、よその市町村見てんですか。こういうのは町で全部工事費やっていますよ。これが国の新ため池、法律も変わってきているんですよ。誰も管理できないため池があった場合は、これは市町村長がしなさいと。去年法律も変わってきているんですよ。全く町長、副町

長先ほど答弁と同じ、管理は今までどおりしなさいと。それでは全く前に進まないですよ、これは。この問題も平行線かと思います。私から見れば、恐らく合意はできないと思います。こんなに町長、副町長と水利組合との乖離、基本的な乖離ですよ、この亀の甲ため池に対する、町長、副町長は全く他人任せな、水利組合が今までどおり管理しなさいと、して当然でしょう、あなたたちが水ばとりよるけん。そうじゃないでしょうが、これだけの災害が起こって、仮に町民に被害を及ぼすならば、分かりました、町がしますと、それを言うのが町長やないですか。それ逃げていいんですか。パフォーマンスほかの、いや、分かりました。それについてはふるさと応援寄附金でもやりますと。はっきり言って、これだけ言ったって平行線だと思いますし、私としては亀の甲を今までどおり災害危険な箇所として、水利組合が管理できないでいかにざるを得ないと、今の町長、副町長の答弁を聞いて、水利組合の皆さん方はいらっしゃいますからね。そういう態度で、私と全然違う考えの方もいらっしゃると思いますけど、私は、これは責任をとって町長がやりますとおととし言っているなら、それを履行するのが町長であって、財産だけもらって、あとの管理は今までと一緒にですよという町長、副町長の今の考えは、何のため移譲するかという問題です。何か反論がありましたら。

**○議長（品川義則君）**

酒井副町長。

**○副町長（酒井英良君）**

今の亀の甲の水利組合が利用する必要があるということで、水利権を放棄されれば当然受けるということにはなるんですよ。（「その辺がおかしかったちゃん」と呼ぶ者あり）受益者であるからには受益者が管理すべきだと思うんですよ。（発言する者あり）いや、そもそもため池についてはそういうふうによそのため池もなっていますし、そういうふう管理しているわけですよ。

亀の甲ため池の災害を今決壊とか起こさないように、ですから、余水吐きの改修とか安全性を高めるために国の制度を使って改良をしているわけですよ。ですから、それは決壊しないように、住民に対して被害を与えないように安全性を高めているということでございます。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

この問題は平行線のようにですけど、皆さん聞いてあるから、また後であると思いますし、

それでは、それに関連して、今度の復旧工事終わりましたですね、おかげで立派になりました。今度改良工事、洪水吐きを2メートル、3メートル下げるという工事、これは改良工事です。

これに関しての、4番目になりますけど組合負担金、大体今のところ5,000万円ぐらいかかると。これは国庫補助が50%、県費が33%、残り17%を半々で負担するというふうな話になると思います。

そもそもこの分担金を水利組合から400万円近い金を、十何件の細々としている水利組合に400万円の地元負担を負担しなければならない法的根拠は何ですか。何の根拠に基づいて8.5%の分を負担させるんですか。副町長が分かるならば。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

法的根拠と申しますか、これは国の災害復旧制度を用いた事業の補助率の問題でありまして、農業水利については、農業施設というのは、基本的に農業を営む方が使っていらっしゃって受益が発生しているという重点に立った施設でございます。そういった意味では、その受益者の方が一部を負担することは基本となっております。

そういう中で、ただ負担が大きいということもありまして、国が半分持ちますし、県が33%と。あとは地元と町でということになっている制度でございますので、制度としての根拠がこのパーセントのことでございます。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

結局、私がこの負担金のことを言うのが、さっきの管理にかかってくるんです。町が財産管理を含めて町の財産になれば、この負担が出てこないんです。出てくるとしては、受任の限度において出てくる。これが地方自治法第224条で、受益者分担金を徴収することができるという根拠は地方自治法第224条に記載されています。それを捉えて、基山町農林業施設整備事業分担金条例の第4条に、受益の限度において取ることができると書いています。その限度が、さっき言った8.5%、8.5%町と。これが、この規定の第4条には減免免除の規定

があつて、取らないこともできる。だから受益の限度がどこなのか。受益の限度の範囲内によって地元に分担金を取ることができるとなっております。だから、地元としては400万円のお金、はっきりどこからか金を借りてこんと十何件の人たちは払いきらん。それは、そんなら払いきらん。それから、私は町は8.5%負担しますと。地元も8.5%負担しろと、そういう過酷な、そんな零細な水利組合に負担しろとか、そういうことをやっていいのかと。これだけははっきり言って、今十何件の人は、100年以上前にできた亀の甲を営々とされて、それから5号線ができて弥生が丘ができて、状況の変化になって、こういう危険な建物になった。そういう社会情勢を鑑みて、こういうのは全て町がすべきと、そういうことが管理をすべきというのが先ほどからの管理の財産管理、そして機能管理で川掃除とか草刈りとか、そういうのはやるけど、そういう方向に持っていく必要があると私は思いますけど、柳島課長は長年、自分もため池の管理もしてあると思っておりますけれども、私が違った質問をしているならいいですけど、それを含めて一般論でもいいですから、この亀の甲の危険を、重要危険のため池という、向平原ため池と同じという整合性のためとか、そういうへ理屈を言われておる人たちもおりましたけど、私は全く違うと思うんですよ。こういう安全・安心のもとに町が積極的にやっていくのがトップとしての基山町の責務、町長の責務じゃないかと思っておりますけど、担当課長、私の違ったら違うと言っていいですけど、その負担金の考え方、それについて、受益の限度額も含めて、今までの経験に基づいて、今現状の大和町で水利組合、ため池も管理してあるそうですけど、何かございましたら。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

私も地元では多面的の中山間地域、いろんな事業の担当もしておりましたし、役員もしておりました。そういう経験もございます。ただ、この場における私の回答としましては、今現行制度、基山にある条例に基づいて申し上げるしかないと私は思っておりますので、額が大きく大変なことは重々承知しておりますけど、一定の分担金は地元から頂くしかないかという判断に私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これは400万円の地元負担金を払えなかったということになると、この5,000万円の洪水吐きの増設改良工事は中止ということですかね。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

中止とはならないように今お話しを進めさせてもらっているところでございます。

それで、先ほど鳥飼議員のほうからは平行線だろうというお話があったんですけど、実は、私のほうの考えとしましては、この半年間、私が1月に来た以降なんですけど、何回も現地に足を運んで打合せもしましたし、公民館に集まってもらっての打合せもさせていただきました。そういう中では、一定の分担金は払うという方向で合意を得ていくということで感じているところでございます。それで、最終書面を交わしましょうということまで、文面を何回も交換しながらやってきたところでございますので、近々私としましては、地元のほうから覚書と基本合意についての取り交わしの調印ができるものと私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

柳島課長はそういう考えで、地元と折衝を精力的にやっていただいているのは本当感謝いたしております。しかし、町長、副町長の考えが全く2年前と変わらない考え、これは全て水利組合の責任に応じてやるという考えが全然水利組合の皆さん方としては、私たちはあれを管理できない、もし災害があった場合は、それに対して補償もできない。だから町に管理してくれという切実な考えを全く無視されて今までどおりでいいということになると、何ら移譲、登記をする必要もないと。2年間何でしておったかというふうになると思います。

ちょっと私、部外者でもありますが、地元下流にも住んでおります。その危険性も六十何年前、現実に亀の甲ため池が崩壊したとも私小学校1年生のとき見てきておりますから、そういうことで、皆さん町内の遠いところから何のことば、亀の甲のため池ば言いよっちゃろうか鳥飼議員と言われるか分かりませんが、下流に住んでいる人たちは人ごとじゃな

いんですよ。恐らく上野の松田邸までは水は来んと思いますけど、私、六十何年までは永吉まで亀の甲の水が弥生が丘のあれが流れているんです。鹿児島本線も通行止めになっておるです。そういう大災害があつておる。地元が昔、二十何件の水利組合が14件しかない。困つておると。それに手を差し伸べてやるのが松田町長じゃないんですか。それを今までどおり何ら変わらんやり方ですと。

恐らくそういうことでしょうから、これから話どうなるか知りませんが。

もう一つ、仮定ですけど、所有権移転をもしした場合、所有権移転登記はどこがするんですか。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

今、地元のほうにお示しさせてもらっている基本合意の文面にも書いてありますけど、地元のほうから町のほうへの登記の経費については町のほうが持つことにはなっております。

（発言する者あり）町が持つようになっています。

ただ、誤解があると思いますけど、地権者の亡くなった方から地元の家族の方への地権者の間の財産分与とか、財産の移譲についての手続は、それは地元の方の家族の問題でございますので、そこは町は負担をしません。あくまで組織のほうからうちのほうに移管する場合の手続は町が持ちますということに覚書のほうは書かさせていただくところでございます。

以上でございます。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

ということは、町が嘱託登記をやって、登録免許税も地元負担にはならんで、町が嘱託登記をすれば登録免許税は要りませんから、だから町の責任で、通常の売買でも買うほうが普通は登記するんです。だからもらうほう、つまり町のほうが、そういう感じで水利組合の方が心配してあるんですよ、登録免許税は30何万払わにゃいかんという話ば登記所から聞いたと。何であなたは登記所に行つとんなて、それは嘱託登記じゃから町がするっちゃけん行かんてよかて私は言ったんですよ。しかし、水利組合の人は、町が管理してくれるけん、ならその前段として、登記事務所に行つて相談に行つてあるわけですよ。そしたら、この亀の甲

ため池で三十何万か四十万か知らんけど登録免許税が要りますよと。びっくりしてあるけん、それは恐らく、嘱託登記をすれば、町ですから非課税で必要ないですよと私は言ったんですけど、どうもその辺の話が、水利組合で事前の登記処理になったら集めにやできんかと思えますけど、役場のほうで嘱託登記をして、印鑑証明とか、そういうのは個々にもらってきてあると思えますけどね。

財政課長、嘱託登記を今はやっているんでしょう。ちょっとその辺の現状を。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

例えば、開発許可で町に帰属を受ける場合は寄附という形になると思えますけど、そういうときには、所有権移転の登記というのは、嘱託登記で財政課のほうでやっております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、今度の亀の甲、今の話でいえばどうなるか分かりませんが、亀の甲を、恐らく寄附願になると思えますけど、もし移譲すれば。寄附願があった場合は、嘱託登記は地権者が亡くなった人もいらっしゃいますけど、そういう登記に要するいろんな作業というのは、私たちというか、水利組合のほうは何も考えなくて、嘱託登記の財政課の財産管理のほうで全てされるというふうに理解していいですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

財政課のほうで嘱託登記でやるのはあくまでも所有権移転の部分だけですので、相続登記的な地権者の親族間での問題の部分は、それは地元のほうで処理をしていただいて、全て終わった後にうちが所有権移転の登記をやるだけという形になります。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

そこなんですよ。そこをしないと登記費用がかかるんですよ、所有権の移管するのに。私

が元——元と言ったらあれですけど、私が開発公社とかおったときは、所有権放棄、財産放棄とかそういうことは全部役場のほうがやっています。考えれば、もし道路改良で三国何線を改良して、そしてそういう相続が発生したときもそうやっているんですか、今。全部それは地元の人が相続放棄とか、そういうのも売る人がやっているんですか。あなたたちは嘱託登記でその事務はしていないんですか。

**○議長（品川義則君）**

平野財政課長。

**○財政課長（平野裕志君）**

私が知る限りはやっていません。最近でいくと、車路線のときも、それは親族間でされているはずです。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

その実際の印鑑もらうとか、そういうのは役場が一々行かんかも分からんし、委任していくかも分からんけど、その前に、相続放棄の手続関係の書類作ったり、嘱託登記する関連の印鑑証明とかはその人しか取れませんけど、そういう関連事務については、役場は全くノータッチなんですか。土地を売る人が全部登記事務所に行って全部書いてもらってしよつとですか。そんなことやっているんですか。

私が40年、50年前、建設課でこの学校の前を道路造ったときというのは、全部町のほうで嘱託登記関連事務は全部やっておりましたよ。今自分が——そんなら登記は本人がしなければ、金は払っても登記をしていないところがいっぱい出てくるんじゃないですか、そういうことをやっている。あんまり詳しくないから……。

**○議長（品川義則君）**

酒井副町長。

**○副町長（酒井英良君）**

私も登記していましたので。昔は取得する場合はそういう相続放棄をしてやっていたけれども、今はそういう相続登記じゃなくて、相続権がある人からみんな承諾書もらえばできますので、そういう方法になります。同じことですね。ですから、誰かの名前にするということは、それは相続登記ですので個人でやってもらいますけれども、相続権がある人か



ら全部承諾書をもったら登記できますので嘱託登記はできます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

副町長早う答弁してもらえばよかった。

ということは、さっき課長が言うたごつ、はっきり言うなら、水利組合の役員たちがそういう相続関係を一々登記所に行って、そういうとばお金払ってせんばいかんじゃなかろうかという不安のあつとですよ、そういうのは町のほうでするんでしょうもん、それもしない。そんなことやっていないと。当然町がもらうから、買い受けるから、（発言する者あり）その辺も不安に思っちゃつとよ、水利組合の皆さん方は。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今は、相続登記をする場合は遺産分割協議書というのが要りますので、その中で、遺産分割協議書の中で遺産分割をしてもらって、おのおの承諾をいただくということになろうと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いろいろ言いましたけど、やはり私の今日の一般質問ではっきり亀の甲について水利組合の役員の皆さんも来てあるし、町の町長の方針、副町長の方針等も聞かれて、今後担当課長、それを捉えて、今のところ移譲すると、去年おとしは亀の甲ため池は全部受けますと言うとって、去年は受けませんと言うて、今日の段階で受けると、二転三転していますけど、これについて、私としては一日も早く安全な亀の甲ため池になって、将来あそこを町が引き受けてよかったと、公園ができましたよ、あんな見晴らしがいいところなかったよと、次の次の世代に引き継がれるような、私は重要な観光施設の一つとっております。はっきり言って、本当今日は忙しい中、水利組合の皆さん方、自分がいつでもやめたいという人がいっぱいいらっしゃるんですよ、何で俺がこんな苦勞せないかんかと。しかし、やはりみんなのために努力して水利組合の人はやっています。私はそこに、町長の、副町長の今の考え、基山

町政に対する、亀の甲に対する、そんなかたくなな考えはどうかと思います。

町長、副町長、総務企画課長、財政課長、この4人、ほとんど変わっていらっしやらないと思いますけど、そういう考えでずっとやっていくのは、新しい時代に即応できた基山町としてどうかと非常に疑念を持って、この件についての質問を終わります。

今度、柳島課長、新しい考えといたしますか、上には町長、副町長がいらっしやいましょうけど、地元の意向をよく聞いて、やはりみんなに、弱者の水利組合の弱った人たちに負担金を400万円、500万円払えと、今のところ払うち言いよっちゃって言っていましたけれども、私は、それは最低限の1割ぐらいでもきついと思います。やはり受益の限度がありますから、全然払わないということはできないと思います。地方自治法第224条に書いていましたように、だから、受益の限度が洪水吐きを造ることによって亀の甲水利組合の受益の限度がどこまでか、洪水吐きを造るとするのはため池のために造るとであって、亀の甲ため池の水をとる受益者のために受益の限度、それが町と同じ8.5%かと。どう見ても私はおかしい。せいぜい私としては1割。17%の1%ぐらい。あとはそれは町がすべきであると。

しかし、恐らく町長、副町長、この4人はお考えが変わっていないようです。しかし、現実がこういう問題があるということを皆さん考えておっていただいて、水利組合の皆さん方も今後の折衝をやっていってほしいと思います。

これははっきり言って、次から私は一般質問、これはしたくないと思います。平行線ですからね。しかし、こういう事情、重々考えて、恐らく町長の考えは、町長がお辞めにならないと変わらないと私は思っております。

次へ移ります。

町立保育所、立派な保育所ができ上がって稼働して、私の孫も3人とも10何年間お世話になっております。ここにも書いていますように、答弁がありますように、当初計画案から、これは基本方針の中には、もう全く議論もされなかったんですか、遊具施設を造るというのは。

**○議長（品川義則君）**

佐藤こども課保育園長。

**○こども課保育園長（佐藤定行君）**

ここにも回答していますように、基山町保育所整備基本計画構想の中でも検討とかはあったと思いますが、その中では、遊具については総合公園を利用する。走り回ったり、そう

いったボール遊びとかについては園庭を使うというふうな計画になっておりました。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これまで半年もならんか、今まで多目的の遊具施設まで遊びに行かれたとは何回ぐらいありますか。

○議長（品川義則君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

多目的公園まで遊びに行った分については、年長、年中がそれぞれ二、三回程度にはなっております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私が心配するのは、ここから大きな道がありますよね。子どもを40人、50人連れて、あれから500メートルぐらいあります。あそこはほとんど大人の遊具じゃろう、子どもの遊具はないんでしょう、はっきり知りませんが。そこに行かれて、子どもは遊ぶだけで遊具は利用されないんでしょう、あそこの遊具は。

○議長（品川義則君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

児童が使える分、そういった分については遊具を利用して遊んでいるということになります。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私が一番心配するのは、子どもたちが列をなして隊列を組んで、遊びに行くときよく交通事故遭っています。あれで飛び込んでこられたとか、そういう危険性がここの横断も含めて非常に危惧して、交通量もそんなにかと思いますけど、今までそれは何名を何人ぐらいで連

れていって交通安全上の配慮をされていますか。

○議長（品川義則君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

年中、年長なので、大体30名程度の児童が保育士四、五名程度で公園のほうまで行っているようになります。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ここに回答は、設置する考えはありません。こども課長が得意なフレーズですけど、それでいいと思うんですか、遊具も全くない。ブランコもない、滑り台もない。ここに東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課、ここには2歳以上の遊具には、一人頭3.3平方メートル以上の遊具施設を置くことと。はっきり言って、マンションとかにあるような保育所とか、そういうところは物理的にできないと思います。こんなに環境がいいところにブランコを、滑り台とか、そういうのも何もない。今まで2回か3回しか遊具施設に行かない。そういうことで、子どもたちの健全な発達となる。

こども課長なり見解はありますが、こども課長はそういうことは他の保育園の遊具について必要ないと、今、町長が答弁されました。それを造って、やはり子どもたちに遊んで、そして体力増強なり、そういうことでさせてやりたいという気持ちは、こども課長と保育園長、それぞれ考え方は自分でどう考えてありますか、全く必要ないと思うのかどうか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、その基本構想のときのお話を少し差し上げますが、まず、計画的にあそこは遊具を置いていないというのが正確なお話になります。なぜかと言いますと、鳥飼議員が最初のときにありました主体的な遊びというフレーズを言われたかと思います。今のお子さんたちについては、主体的な遊びというのが非常に苦手になってきております。ですので、遊具とかを与える。遊具とかで遊ぶというのを推奨しないというのが基本的な考えとなっております。

先ほど東京都が言われたのは屋外遊具施設の基準でございます。それは園庭の広さ3.3平米になります。基山町におきましては、基準におきますと250平米程度が屋外遊具施設と園庭になりますけれども、基山町の保育園は450平米ほどありますので、基準よりも大きな園庭がございます。ですので、あえて置かずに園庭で遊んでいます。

実際見ていただければ、子どもたちがどんぐりで遊んだり枝で遊んだりして考えながら遊んでいるところが現状でございます。

それから、年齢に合わせた遊びについても必要になってきます。遊具を園庭に置きますと、3歳児であっても4歳児であっても5歳児であっても同じ遊具で遊ぶような形になってきます。多目的グラウンドに連れていく場合については、それぞれの学年に合った遊具のところで遊びをさせておりますので、適切な遊びができているというところで、あえて遊具のほうは置かないというふうに構想上決定したところでございます。ですので、それについては今現在も問題があっておりませんので、引き続き置かない方針で行くというのが望ましいと思っております。

**○議長（品川義則君）**

鳥飼議員。

**○10番（鳥飼勝美君）**

私もその辺は、通常は県内なり、この地区でもいいですけど、普通のマンションとかのちびはる保育園ですか、それとは別に置いて、公立で、こういうところにおいては、今その遊具は設置しないのが主流なんですか、設置しているのがおかしいんですか。なら、小学校の運動場に鉄棒とかあるのも、ああいうのも本来はないほうがいいとですか、今の論点から、こども課長の話からすると。鉄棒もブランコも基山小学校も将来はのけると、必要ないという論法になりますけど、こども課長は、はっきり言って私からいえば、管理したくないからのけておっとやなかつですかと思わざるを得んとですたい。

だから、今のこども課長は、もうそやんせからしかと言うちゃいけんばってん、もし事故があったときは困るから、もうしません。そういう論法に出る。やはり、少しでも遊んでけがして、けがすることも一つの経験ですよ。そういうことで育っていく、そういう遊具は必要と、私が75歳になってこういうことを言っちゃ失礼ですけど、今の新しい考え方があると思います。私から言うと、こども課長の考え方からいくと、そういう危ないのは一切やらなくて、危なくない施設というか、砂遊びぐらいしかしないということになると、将来的には

学校関係も全部なくなっていくと言わざるを得んと思いますけど、保育園長は現場の担当としてどういうふうに考えますか。

○議長（品川義則君）

佐藤こども課保育園長。

○こども課保育園長（佐藤定行君）

遊具は必要ではないじゃなくて、今のところ総合公園がありますので、そちらを利用したいということであります。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、大前提として、教育と保育は全然別物でございます。ですので、学校と保育園を一緒に考えるというのは、まずは外していただかないといけないかと思えます。幼児教育の教育の部分に関しては、文科省から遊具の基準が出ております。5歳以上、6歳以上、例えば、7歳とかに適した遊具として配置することというふうにしております。

保育園に関しては、遊具の設置基準がございますので、それは遊具を設置することが望ましいというふうにそもそもが考えておりませんので、遊具の設置基準がないというところでございます。

ただ、遊具に関しましては、運動能力を上げるであったり、今後、学校につなげていって学校で遊ぶことができないようなお子さんがあっては、それは問題があるかと思えますので、それは保育の中で保育指針をきちんと立てて、計画的に運動させていくというところがございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今、考えを聞かれて、町長の御意見を聞きます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この議論は、基本構想を立てるとき、これできたばかりですからね。議会も特別委員会

をつくっていただいて、きちんと議論をしていただいて、今の適切な形になっているというふうに思います。

ただ、注意しなきゃいけないのは、公園に行くときの交通安全対策だけはきっちりやらなきゃいけない、これは大事なことだと思っておりますので、それはきちっとやっていきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○6番（栗野久明君）（登壇）

こんにちは。6番議員の栗野久明です。傍聴の皆様には、大変忙しい中での来庁、誠に感謝申し上げます。本来ならば、9月から11月は、町民の皆様にとっては行事が盛りだくさんで、大変気ぜわしくもあり楽しい時期でもありますが、このコロナ禍においては、いろいろな行事も自粛により、中止やイベントの方法などを見直して開催されています。コミュニケーションの場が少なくなっていますが、ここは皆様、何とか耐えていただきたいと切に願っております。また、この時期は、季節の変わり目から体調を崩すことも多いと考えられますので、皆さんどうぞ御自愛くださいますようお願いいたします。

では、これより先般提出いたしました通告書に基づき、1回目の質問に入ります。

1項目めは、亀の甲ため池の改修と防災計画についてであります。

この質問の要旨は、日本では、毎年のように梅雨時期と台風による豪雨災害が続いています。特に今年は同一地域に長い時間、強い雨をもたらす線状降水帯がたびたび各地で発生し

被害を出しています。

また、つい先日の10号台風では、いまだ経験したこともない規模の大きな台風との触れ込みでしたが、基山町は比較的被害が少なかったのではないかと感じています。とりわけ、熊本県の球磨川流域では多くの死者を伴う災害となりました。いつどこで同じようなことが起きるか分からない最近の状況では、豪雨災害の危険を予知し、回避していくことしかないと考え、防災について、以下の質問を行います。

そこで、具体的な以下の点をお伺いします。

(1)洪水吐改修計画の概要をお示してください。

(2)令和2年7月豪雨における球磨川流域と同規模の降雨量があった場合でも、ため池の安全性は確保できているのかお伺いします。

(3)亀の甲ため池について、特別に防災計画を立案する考えはないかお伺いします。

次に、2項目めの町営球場の整備について質問します。

この質問の要旨は、町営球場は、町民に長く親しまれた野球場で、多くの野球愛好家の中では聖地とされ、多目的運動場ができるまではスポーツ行事の多くを担い、今でもその一役を果たしスポーツ文化を育んでいます。

私は、併設しているテニスコートも整備され、まだまだ町営球場は重要なスポーツ施設だと思っています。しかしながら、球場本体の附帯設備やグラウンドの整備の現状には疑問を感じています。今後どのように整備していくのか、その考えをお伺いします。

そこで、具体的には(1)町営球場の利用について、どのように考えているのかお示ください。

(2)町営球場設備の現状をどのように把握しているのか、お伺いします。

(3)町営球場の整備計画はあるのか、お伺いします。

以上、2項目について、私の一般質問といたします。御回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

栗野久明議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、1、亀の甲ため池の改修と防災計画について、(1)洪水吐改修計画の概要を示せと



ということでございますが、今回の改修については、豪雨等による水量増加で堤体に支障がないよう、満水面を下げるために、洪水吐きを現在の高さから2メートル下げる目的で、洪水吐き及びその周囲の堤体を改修するものでございます。

(2)令和2年7月豪雨における球磨川流域と同規模の降雨量があった場合でも、ため池の安全性は確保できるのかということでございますが、令和2年7月豪雨の球磨川流域での降水量ですが、人吉市において、日最大1時間降水量が69.5ミリ（統計開始以降8位）となっております。

亀の甲ため池においては、今般、計画している洪水吐きを下げる改修につきましては、堤体越流に対する安全性を考慮した構造となっており、基準雨量は1時間に110.99ミリであり、かつ、これ自体が20%の余裕を見込んでおりますので、1時間に最大133.12ミリの雨量をもとにした構造設計をしているものでございますので、安全性の確保をしているというふうに考えているところでございます。

(3)亀の甲ため池について、特別に防災計画を立案する考えはないかということでございますが、亀の甲ため池につきましては、令和元年度に災害復旧工事が完了しました。工事完了後も貯水量を制限し、令和2年7月豪雨の際も安定した水位が保たれていました。

また、洪水吐きを下げる改修工事の実施以降も引き続き水利組合には適正な管理を行っていただきたいというふうに考えているところでございます。

亀の甲ため池の維持管理については、亀の甲水利組合と町との間で、ため池の維持管理に関する覚書を交換することとしており、これまで、双方の間で数回打合せを行い、現在、覚書の内容の最終調整段階となっております。

その覚書の中で、安全対策や維持管理並びに水位などの事項を明記しており、亀の甲ため池についての特別な防災計画については、作成することは考えておりません。

また、基山町としては、町内にあるため池のハザードマップ作成に向けて、現在準備を進めているところでございます。これは亀の甲以外のため池についてもやっているところでございます。

2、町営球場の整備について、(1)町営球場の利用について、どのように考えているかということでございますが、利用状況につきましては、今こそ新型コロナウイルス感染症の影響で、体育協会の野球及びソフトボールの町内リーグが中止になっておりますが、それ以外の少年野球、中学校の部活動、体育協会の各チーム、町内企業の野球やソフトボールのほか、

区のレクリエーションや地域のグラウンドゴルフなどの御利用をいただいているところであり、地域のスポーツ拠点として重要な施設だというふうに考えているところでございます。

(2)町営球場の設備の現状をどのように把握しているかということですが、これは日々のことだというふうに考えまして、指定管理者による毎日の点検を実施しているところで、それによって今現状を把握しているところでございます。

(3)町営球場の整備計画はあるのかということですが、町営球場の建物につきましては――建物というのはちょっと分かりにくいですが、建物につきましては、基山町公共施設等総合管理計画に基づいて整備しており、本年度はそれに基づき、本部席及び1塁側、3塁側の倉庫の改修工事を行うこととしております。

他の設備等の改修につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で1回目の答弁を終了いたします。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

2回目の質問に入る前に、議長から許可いただきました資料をお渡ししておりますが、ちょっと分かりにくいところがありまして、左側と頭の西日本新聞までは、これは新聞記事です。西日本新聞で載ったものということで入れております。右側のほうに写真が添付していますが、これは私が張り付けたものです。左側は防災に関する亀の甲ため池の話に使います。右側は町営球場の話で使いますのでよろしくをお願いします。

1項目めの洪水吐きの改修計画についての再質問です。

亀の甲ため池の改修計画の概要につきましては、先ほど鳥飼議員の質問の中にありましたので、重複しないように再質問したいと思っています。ただし、傍聴者も変わり理解いただくために、後の質問に関わる部分については多少重複するかも分かりませんが、御容赦願いたいと思います。

以前の一般質問で、私は亀の甲ため池は災害復旧でなく改修することをお願いした経緯があります。その場では前向きな回答をいただきましたが、災害復旧事業では、改修は国からの予算措置ができないということで、堤防自体の形態は変えられなかった経緯があります。しかし、災害復旧後、洪水吐きの構造変更を行い、貯水位を下げた安全性を高めるという計画を伺いまして、一定の納得をいたしておるところです。このときの計画案では、越流部に

スリット、切り込みを設けて水位を下げる計画と伺いましたが、今回の回答では、洪水吐きを2メートル下げるとされていますが、常時満水位、地盤を超える高さになりますけど、これを下げるといことは変わりませんが、洪水吐きの全体幅を下げるという計画でしょうか、質問いたします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

改修工事の内容についてお答えいたしたいと思います。

現在、洪水吐きにつきましては、約8メートルの幅で深さが約2メートルの深さの洪水吐きになっております。その中に、下のほうに幅5.4メートルの幅で、深さ3メートルぐらいのところまで切り込みを入れます。ですから、形的にはこうなっているところがこうなります。下のほうに越流堤という少し上げる部分がありますので、実質下がる部分は2メートルということになります。ですから、こういうイメージでイメージしてもらえばいいかなと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

であれば、以前お聞きしたような内容でスリット構造になるということで、常時満水位が下がっていくという計画と思っております。

これも以前の天本議員の一般質問で、貯水位を2メートル下げること、貯水量を約2万立米程度減少することができるかと答えられていますが、その効果はどのように考えていますか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

現在の堤防の状況ですけど、堤体がやはり災害復旧で現状復旧をしたもので、過去の設計基準でございまして、なかなか最近の豪雨では大変厳しいという状況でございましたので、今回2メートル下げること、先ほど町長が申し上げましたとおり、1時間最大133ミリの雨量にも耐えられる。それでも越さないということで設計されておるので効果はあるという

ふうに思っております。

以上です。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

であれば、あと断面を下げるということなんですが、ため池の直下流の水路関係になりますけれども、こちらについては現状のままでいけるものか、またはどういうふうにされるか、そこら辺お答え願います。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

洪水吐きから水が落ちるところには、一定のためます的なボックスは当然今回用意させてもらう予定にしておりますが、その以降の水路につきましては、令和元年度に修復した水路の現状の維持でそのまま行くという状況でございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

現状のままだも改修工事をやっても、量的には変わらないからそのままで行くという考え方ですね。分かりました。

災害予測、万一の最悪の場合も考えることが必要だと思うんですが、亀の甲ため池の北側で、もし万が一の話ですから、決壊した場合は、下流に秋光川と山下川が流れています。流域にどの程度の影響を及ぼすか予測はされていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

当初予算のときにも御説明しましたとおり、今年度はため池ハザードマップというのを作成する方向で準備、調整しているところでございます。

その中で、一応仮に土改連のほうから簡単なシミュレーション的な情報はつかんでおりまして、鳥栖方面と基山方面、両方に水が流れ出るような、簡単なシミュレーションのマップ

はいただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

では、さらに質問を進めたいんですが、下流の河川断面、秋光川がほとんどになると思うんですけども、亀の甲ため池の決壊等を想定したような設計となっているかどうか、そこから説明願えますか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

亀の甲から下流域については、今のところため池というものはありません。その水量については、これまで通常のハザードマップの関係で浸水想定区域等が想定されておりまして、その情報が今現在のうちの持つ情報でございます。それに基づいて、今後は災害等については検討に当たっていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ここで質問したのが河川断面の話しましたが、河川断面はあくまでも県の管理の部分で、どうなっていますかね、今の設計でいくと、50年確率ぐらいの水量を地域の地形等々で計算しまして、流量を計算して断面が決められておると思うんですね。それから、1メートルぐらい上げたところで構造物ができて堤防ができていというふうな構造で、ため池の決壊等々は考えられていないことがあると思います。そういったことは一応理解しているんですが、そういったことで、ため池の決壊が起きた場合は非常に災害が起きる可能性が高いと思っております。

次の質問に入りますが、(2)では、降雨規模が大きい場合のため池の安全性について伺いました。回答で安全性は確保できているといただいているんですが、また、その根拠についても示されています。

ここで回答いただいた基準雨量110.99ミリ、1時間当たりのミリ数について、詳しく説明願います。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

これは土改連が構造計算する上で、積算の基礎としました雨量でございまして、近年の雨量の状況を見て、この数字をまず設定した上で設計計算をしたという状況でございます。

1時間に110.99ミリといたしますのは、1日の中で最も降るであろう1時間の雨量の最大値ということでございます。これが、例えば、1時間で110ミリが5時間でも10時間でも続いても、この雨量を超えない限りは洪水吐きから水はあふれ出ないという設計の単位でございまして、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

説明いただきましたように、同じ考え方で、私もダムの仕事のほうに従事していましたが、多少は設計も絡んでいまして、ダムの場合でも、設計思想では、今は100年確率の流量を使って計算しますし、この2割増しの計算は、100年確率のものを200年確率に算定し換えるには2割増しぐらいを使うということに使われていると思います。この高強度を利用して、洪水吐きの設計洪水流量を求めて現地の地形等々を勘案しながら、洪水吐きや貯水位やダム高の設計をしていると思います。そういったことで安全確認をされているということで納得いたしました。安心する部分ではありますが、全国の数あるため池は農業用で造られていまして、明治時代前から存在するものが多く、例えば、四国のほうでは空海が造ったというふうなため池もあるぐらいのことですから相当古いというものもあります。

そういうことを考えますと、基礎地盤の状況とか、堤体の材料や施工方法というのは不明な点が多いということで、今回のような豪雨が続いておりますので決壊事故が起きているということで、国もそういったものに目をつけてハザードマップもつくったり、いろいろ指導しながらやっているんじゃないかと思っております。

そこで質問ですが、亀の甲ため池は、過去、昭和28年に日降雨量323ミリで堤体が決壊したと。多分、アウトレット側のほうにパイピングを起こして決壊したというふうなことだったと思うんですが、農地のほうに行き災害が起きたということで、その後、亀の甲は改修工事が行われたりして現在に至っているということでもあります。改良工事の詳細等が私分り

ませんので、66年ほど経過しておりますが、そういったもので、比較的近代で造られているということで、安全性に問題ないと思っているんですが、そこら辺はどうなんでしょうか、どうお考えですか。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

おっしゃるとおり、大災害の後に一回今の形になったため池でございます。その当時の設計基準でございまして、長年経過している中で強度が落ちている部分もあるということで、それは、今般の改修工事に当たるに当たって、専門家のほうに現地を見てもらったときに、この今の状況では、やはり堤体がもたない可能性があるということがありましたので、やはり洪水吐きを切り下げることで、その水位を下げ、その辺の安全性を確保するということが大事であろうという御指摘を受けた中での設計となっておりますので、御理解ください。

以上です。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

これからも設計等を進める上に当たっては、最も安全性という確認、そういった作業を十分やっていただいて、安心・安全なものを造っていただきたいと思っております。

私がこれからしゃべる防災の部分は、先ほど言いましたように万が一の話をしていきます。万が一の話ですから、当然そういうことはないだろうと思われる方も多し、あります。そういった考え方ありますけれども、今後の基山町の降雨量、防災計画について、ハザードマップで示すということですが、ハザードマップについて、今あるハザードマップについてちょっと質問したいんですが、これは防災を担当している総務企画課長にお伺いします。

まず、土砂災害については、土石流と急傾斜地について特別警戒区域と警戒区域、レッドゾーンとイエローゾーンを区別して、危険箇所をハザードマップに明示して町民に知らせていますが、この防災のポイントは、課長はどのように思っておりますでしょうか。もう一度言います。いいですか。土石災害、要するに土石流と急傾斜、ハザードマップで整備して、場所も全部明示していますけれども、要するに防災のポイント、書かれておったりいろいろ指導しておると思うんですが、かいつまんで結構です。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今言われました、いわゆるレッドゾーンであったり、イエローゾーンに関しましては、大雨が降った場合に、いわゆる土石流、それから急傾斜が崩壊したりとか、そういった危険性が非常に高いと。そういったことから、一定の降水量があった場合には、特に町のほうから避難準備なり、そういった部分が出たときには早めに避難をしていただくということが一番肝要ではないかと思っております。そういった意味で、町内に関しては、特にレッドゾーンに関しては、うちのほうが避難所等を設置した折には一件一件電話による連絡をさせていただいているようなところでございます。そういった意味から、やはり雨が続くときにはまずは避難をしていただくということが一番必要なことだと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今年度、特に急傾斜地のレッドゾーンのところがポイントだと思っているので、まず、5つの河川を全部遡って源流まで上って、山に降水が、雨水が下りた場合にどういう水の流れてその源流に向かうか、もしくは源流以外のところに向かうか、そこら辺の流れを調べられないかな。そして、その流れと実際の急傾斜地の家との総合的な危険度を分析することが重要なんじゃないかなという意味で、そういうのを今年度やりたいなと思ってやっているので、そこら辺りは、また栗野議員の知見もお借りできればいいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

じゃ、もう一点、今度は、これも簡単に答えてもらって結構なんですけど、洪水の場合、浸水想定区域を水深置きに識別してハザードマップに明示されています。洪水の場合、河川氾濫とかそういったことになりましたが、この防災のポイントは、今どのように考えていますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）



いずれにしても、やはりハザードマップでお示ししているのは、まず危険箇所、自分がど  
ういった場所にいるのかというところをお示ししておりますので、それぞれの降雨量によっ  
ていろいろと判断していただくこととなりますので、そういったときに、まずは自分の位置  
がどうあるかというのを把握していただいて、繰り返しになりますが早めに避難をしていた  
だくと。特に浸水する箇所については、少し避難が遅れたということであれば、階層が2階  
以上であれば垂直の避難をしていただくということが一番重要ではないかと考えております。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

まず、洪水の場合、今ハザードマップで示されている川等については、特に危険地域につ  
いての雨のときの状態を見て、しゅんせつ工事とか、そういったものを早め早めにやってい  
くというのがポイントだと思います。

それから、高原川をはじめとした町の中を流れている川で、残念ながら、まだその危険度  
がはっきりしていない部分については、まずその調査を県と一緒にやって、その危険度をま  
ず把握することが大事だというふうに思っています。その2点はきちんとやっていかなけれ  
ばいけない。ただ、両方入れても、よく今回の球磨川みたいなイメージとか、朝倉市の川の  
イメージみたいな川ではありませんので、洪水で家が流されるようなイメージは正直、基山  
町では想定していない。土石流はありますよ、川の洪水で家が流されるイメージは余り今強  
く持っていないというのが正直なところでございます。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

浸水地域は3メートルぐらいあるようなところが長野地区の奥のほうで書かれていますし、  
そういったことで垂直避難、3メートルあったら2階建てであればいいですけど、これも以  
前議論したところなんですけど、今日はため池の決壊のほうに持っていきますから、いわゆる  
説明いただいたように、明快な答えがこの事象については、ハザードマップも整備されてい  
ますし、それに基づいて各自治会、自治体のほうでも意識統一ができて、なおかつそういっ  
た教育が進んでいると思うんですね。ここは非常に大事なポイントかなと思っています。

土石流災害とか土砂崩壊災害、また浸水災害の洪水等の町民への警戒発令は同じ扱いで

やっているのでしょうか、どういった差があるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特に大雨による土砂災害に関しては、特に近年で地区を限定したところで避難勧告なりは出させていただいておりますけれども、やはり中山間部と申しますか、1区、2区、4区、6区、そういったところがどうしてもそういった大雨による土砂災害等が多うございますので、そういった大雨の際は、そういったところをまずは先に避難をしていただくと、そういったところを念頭に置きながらいろいろな発令をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

そういったふうな格好で町民への警戒等はさせていただいておるといことなんですが、先ほどから何度も使ってすみませんが、ため池の崩壊、決壊等の災害の想定をしているものかどうか。また、避難の目安の基準とか、避難の対象箇所とか、避難の準備、勧告、指示の基準とか、避難の手順とか、こういったものは今何もないのかなと思っておりますが、地域の住民に示す必要性があると思うんですが、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

平成30年に亀の甲ため池が決壊するおそれがあるということで、国土交通省のテックドクターという、九大の先生方にお越しいただいて御指導いただいたことがございますけれども、そういった中で、あの亀の甲が決壊をして、特に北側に決壊をすると、影響としてはちょうど園部インター付近ぐらいまで水が到達するのではなかろうかというお話をされておりました。そういった部分も含めると、特に、集落で申し上げれば、やはり1区が中心となりますので、今、4区、6区については避難訓練等も実施させていただきましたけれども、そういった避難訓練等を行いながら、また、自主防災組織のほうにもそういった啓発をしていただくように御指導をさせていただきながら、災害に備えることが必要ではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今、話の中でありました2年前の7月豪雨では決壊のおそれがあるという段階まで来ました。多分、課長が言われるような前の話とかいろいろあって予測をして、鳥栖筑紫野の道路、5号線ですかね、私どもが言う5号線の通行止めを依頼しております。危険性を感じて依頼しておるんですが、また同じようなことが、今度は夜起きた場合、果たしてそういった状況の確認とか判断ができたのだろうかという気がしますけど、そこら辺については何か見解がありましたら。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

特に平成30年に被災を受けてからは、地元の水利組合の方の御協力もいただきながら、ため池の水位を押さえた形で管理をしていただいています。

そういった中で、ここ数年、平成30年以降も日雨で100ミリを大幅に超える雨はあっておりますけれども、幸いにして、水量そのものがかなり水位が上がって危険な水位になるということもございませんでしたので、改良後についても、引き続きそういったところは地元の水利組合のほうに管理をしていただきながら、そもそもがそういった決壊がしないようにという予防をしていく必要があるというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ため池ハザードマップは、作成に向けて準備中と回答いただいております。現在では、防災予防対策や防災行動計画とか、避難計画とか救護救援計画、こういったものは情報がないと、要するにハザードマップ等々の情報、目に分かるようなものがないと何もできないのかなと思っております。そういったことで、ハザードマップは準備されていると思っておりますが、それはある程度予算つけてのあれですから、スケジュール的なものがあると思うんですが、今、そのハザードマップはいつ頃できる予定なのか。また、うわさの中での話です。高島団地まで浸水するのではないかなとか、そういった臆測の声も雨が降るたびにあたりし

ます。やっぱり心配されているのでしょうか。ハザードマップに関しては、佐賀県では、神埼市の10か所のため池、それから鹿島市の高津原地区のため池等で既にもう整備されておりますが、等々ありまして、本当ある程度早くからそういった啓蒙活動が要るのかなと思いますので、そこら辺のスケジュールを教えてください。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

ため池ハザードマップのスケジュール感についてお話しいたします。

現在、ため池の箇所数については7つを想定して準備を仕掛かったところでしたが、実は八幡ため池というのが、5号線ですかね、インターのそばの施設に入るところの途中に、今は農業としては使っていないということでしたけど、地元の方が草刈りをやっているようなため池がございました。

当初は、県のほうの指導では、農業に使っていないところは重点ため池にしないということでしたんですが、実際は過去の農業ため池であっても、現在そういったふうに防災上重要であれば入れていいという話がありましたので、それを追加する方向で検討しております。

さらに、そういったこれまでうちに登録していたため池についてもチェックをかけて、追加があれば追加していきたいと思っております。

そんな情報も踏まえまして、これから業者さんの選定なりシミュレーションをしていって、年内を目途に作成、配布ということでございますが、そのシミュレーションに当たって、箇所が追加になった場合について、もしかすると時期が少しずれ込む可能性がございますので、年度内目標をしておりますが、もしかすると翌年度当初まで繰越しを一部入れてからすることがある可能性もあると思っておりますのでございます。

以上です。

**○議長（品川義則君）**

栞野議員。

**○6番（栞野久明君）**

できるだけ早めな整備をしていただきたいなど。特に亀の甲に関しては、ダム規模が大きということで、早く情報が知りたい。また、情報が分かれば、地域の人、うちまで影響力があるんだとか、個人的にも把握できるようになりますので、自治会、各区の話合いの中

でもそういった教育ができてくるのかなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

基山町で町民の命を奪うような災害が起きるとすれば、私は亀の甲ため池の決壊と思っております。机上で安全性の確認をしていますが、ため池周辺の地滑り等による貯水の急上昇とか、それとか、想定以上の豪雨があったり、想定以上の長雨による堤防の緩み等々の原因で崩壊も起きることがあります。また、満水位の状態地震があれば、それも加算されての危険性があると。安全計算ではチェックされているということで安心はしておるわけですが、そういった対策を講じる必要がありまして、土木事業では、構造物の安全性を過度に高めるということは大事な税金を投入することになりますので、そこは強要されていないということです。そういった中身で設計されるならば、防災管理のほうでカバーするしかない。皆さんの命を守るためには管理のほうでやらなきゃいけないと思いますので、危険回避を行う、そういった資料づくりを早くしていただきたいと思っております。

そこで、以前、亀の甲ため池の水位の遠隔監視を一般質問で提案したことがあります。その後、遠隔監視については、カメラとか水位計とか、そういったことを言ったんですが、その後、検討されましたでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

昨年7月にため池新法が施行されて以降、本年度以降、徐々に段階的にため池関係の、防災関係に対する事業の整備がされております。

そういう中で、先般も県のほうでこういった議員から配っていただいたようなIoTを使ったいろんな遠隔監視のような、そういったことへの取組に対する支援の補助金の説明もあっているところでした。これについても、今後、額が高価なものでもあって、その管理体制にしても、機械はちゃんとセンサーで感知するんですけど、見る人がいないとそれに気づかないということになっていきますので、そういった体制も含めて今後の遠隔監視の在り方なり手法なり、それと、経費の部分も勘案しながら検討していきたいと思っております。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

そこまで検討の段階では進んでいっているということであれば、安心する面もあるんですけども、ため池の堤防越流が崩壊の一番の危険性があると思うんですが、そういった危険性が迫る場合、やっぱりため池の水位の状況というのは最も重要な情報かなと思っております。水位計、もしくはカメラの設置、そういったものが先ほど言いましたように遠隔でチェックできるもの。1人ついておかないけないというのは、またサイレンとかいろいろな方法でできるのかなとは思いますが——サイレンとすみません、担当者に分かるような手段というのは、またやり方によってはできるのかなと。そういった情報を早く知ることによって、町長に報告して町長が住民に適切な指示を行う必要があると思うんですが、重ねて、そういったものについてどう思われますか。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

ため池の遠隔監視を含めてですけど、防災の計画とか、いろんな災害復旧に当たる等に結びつけた流れの中で、同一ツールを含めて、まだまだ検討の余地が多くあると思っております。まだまだ、今着手した段階でございますので、まだ先々まで検討が及んでいない部分がございますので、一つずつ確実に詰めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（品川義則君）**

栞野議員。

**○6番（栞野久明君）**

そこで、お手元の資料の左側の部分、9月2日に西日本新聞に記載された内容ですけど、遠隔管理システムということで紹介記事があります。紹介記事ですから、どこかのメーカーの分とかなってくると思いますので、参考に上げてお渡ししたんですが、この内容の中では、福岡県内の6市町で既にため池の実証実験中ということも書いておりますし、国は人的災害を多く与えるようなおそれのあるところは重点ため池ということで防災に力を入れているという状況でもありますし、また、これが1か所当たりの初期費用、またカメラの費用、システム利用料等が39万円程度となっています。ここら辺の検証もあると思うんですが、こういったもの等々、情報を入れてもらって、なおかつスマホで管理できるような形があるんですが、そういったことを調べていただいて、安い金額でできるシステムがあるのかもしれない

いし、そういうことであれば、2か所ぐらいつけてとかいうこともできると思うんですが、なおかつスマホを受け取るあれを決めておれば、防災担当者のほうが見て、水位の基準とかそういったものをちゃんと取り扱っておけば、早く情報が渡せるんじゃないかなと思いますけど、そこら辺は課長どう思いますか。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

今日の議員からお配りいただいたこの新聞記事では、結構価格的に安いものが載っておりますけど、先般私どもが県から聞いたときにもっと高価なものがありまして、そのかわり凝ったシステムが付随されていて、ちょっと大きいなという印象があったんですが、こういったのが徐々に機器が開発されて安くなっていくと思いますので、それは検討していきたいと思っております。

一方、水面を見るようなセンサーやリンク、こういったものについては技術開発が進んでいきますが、結果的に堤体を見るというところはまだまだ今のところいい機械がないんですね。やっぱり目で見回りながら、目視によって堤防の状況とか、洪水吐きの水が流れる状況とかを把握するのが今の現状みたいなもので、だから、あくまで事前の第一報を察知するための監視としては有効だと思いますけど、降り始めて洪水ができそうな環境になってきたときには、やっぱり目視とか、人の目で見ることのほうが重要ではないかという状況も県のほうからも来ておりますので、そういった面も含めて、価格や大きいのがいいというわけでもなくて、最初の取っかかりというところでの判断の一つ目安となるというぐらいの話から検討していければと思っているところでございます。

**○議長（品川義則君）**

松田町長。

**○町長（松田一也君）**

防犯カメラもそうなんですけど、価格はどんどん安くなっていくと思いますので、そのときのポイントは、その購入価格よりも維持管理費ですね。これが結構、逆に最初は安いけど維持管理費が高いやつが意外に多いので、その辺をチェックしなきゃいけないのと、先ほど堤体の話がありましたけど、実は、亀の甲ため池も堤体の外側が雨で削れてどんどん薄くなって行って、それが壊れるんじゃないかということだったので、ここの部分のチェックと

というのはなかなかカメラではしにくい部分があるのかもしれないので、その辺も含めてこれから要検討だというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

先ほどの話の中では、どっちかと言ったら、カメラは本当に見えにくいのかなという気がいたします。

ただ、水位は、例えば、増えていくほう、切り込みのスリットのところからどんどん上がって行って、まだ越流の高さがどんどん上がっていくと。本当は下がっていたものが上がって行く。上がって行くということは流入流量が多いわけですね。そうやって堤頂まで時間がちょっとあると思うんですが、そこまで判断できるような検証をしておいて、水位で夜監視をするというふうな形が必要かなと思います。また、今回のため池の場合は急速低下というのが非常にまた危ないです。水位が下がることによって内側の滑りを起こすということもありますので、水位の低下と、雨が降っておるのに水位が低下しておるというのは危険です。そしたら、先ほど言われましたように、そのチェックは人間の目も必要だと思います。ただ、私が一番心配するのは、夜そういった体制ができるのか。もちろん雨が降っておったら、そういった体制もとっておると思うんですが、そういったこともありまして、こちら辺はお願いしたいなと思っております。

私は、この一般質問で防災について何度も質問を行い、意見も申し上げてきました。

3年前の9月の一般質問では、丸林地区の周辺の山を独自で調査して、土石流災害が周辺の山の崩壊により誘発されるんじゃないかということを見せまして、降雨時の避難の啓蒙が必要だとそのとき訴えました。翌年の7月には、想定した場所は違うものの、斜面崩壊によってダムが上流でできて、それが一気に流れたというような状況で、一戸の家屋は直接その土石流で家屋の被災を受けたと。もう一か所のほうは、また沢が違うものですから、そういったことで、家屋の被災がありましたけれども、地域の区長や役場の関係者の啓蒙活動によって、努力を、そうして一人の犠牲者も出さなかったということは、私はやはり基山町の管理がうまくいったなと思っております。

今日のように、頻繁に豪雨が起きる時代では、個人の財産全て自治体を守るというのは厳しい状況でもあります。せめて、人災だけは出さない覚悟で今後の防災に取り組むことを願



いまして、次の質問に進みたいと思います。

次に、2項目めの(1)で町営球場の利用について再質問に入ります。

現在の利用状況についての説明をいただきました。町長にお聞きします。町長は町営球場、照明設備のところの話だったと思うんですが、多目的運動場の利用状況も勘案して、今後整備していくかを検討したいということが3月の鳥飼議員の一般質問で答えられていました。

そのときに私はちょっと耳に聞き逃したところがあって、球場をやめてしまうのかなというふうな状況も考えたんですが、球場をなくすというふうなことは検討の中に含まれていいますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ナイター設備の話のときだったと思うので、ナイターは多目的に集中して、あそこは昼間の球場にしてもいい、そういう検討もあり得るのじゃないか的な話でしたと思うので、あの時点であそこを閉めると。それから、今の時点であそこを閉めるみたいなことは考えておりません。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

その言葉を聞いてちょっと安心しておるんですが、私がちょっとぼーっとしておったときですかね、球場をやめてしまうのかなと一瞬思ってしまったもので、そういうことをちょっと質問しました。

野球関係者の中では、これも町長に聞きたいんですが、本式のスタンド付の野球場を望む声も一部ではあります。

このような意見について、町長の今の考えでいいですからお答え願います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いや、まじめに議論したんですよ、検討もしたんですよ。いや、もう私10年ぐらい前からこの話聞いていますので、それこそ個人名は出しませんが、ある方からその話をぜひ検討

してくれということ強く言われて、ああ、それはと思って検討したんですけど、ただ、場所的に、結局テニスコートずらすとか駐車場をずらすとか、結構物理的に難しいなというのがまず私の今の段階の結論で——じゃなくて、こういう形にしたらそういうことができるんだみたいな話があれば、少なくとも役場の中でこれに対して妙案が私のところに届いていないので、なかなか難しいんだろうなというのが正直なところなんです。だから、決してその話を無視しているわけでもないんです。だけど、全部やり直しになると、またコストがむちゃくちゃかかりますので、そこが費用対効果を見て、本当にどこまでやるのかというのが疑問だなというのが今の思いなので、決して何というか、最初から全く無視している話ではないわけでございます。そこは誤解のないようにしてください。よろしくお願いします。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

確かに、今の現状を見ますとダイヤモンド、グラウンドが精いっぱいかなと。どっちかと言うと、1塁側の距離は両翼90メートルとか言っても八十何メートルぐらいしかないと思います。そこにスタンドと言うと、その外側に15メートルぐらい要るし、片方は田んぼの上に建てなきゃスタンドが建たないような格好になるから、現状の場所であれと言ったらちょっと無理かなと思っております。

ただ、そういった声がまずここでは上がっていましたよということを伝えたかったもので、今の現状で答えていただきました。

(2)で町営球場の設備の現状把握について伺ったんですが、とにかくグラウンドの状況ですね、非常に水はけが悪いと。これは一番に言いたいんです。ちょっとした夏場の通り雨で使用できなくなります。野球の公式戦には使いづらいというのは、日程が決められていますから、今日は準決勝まで、あしたは決勝戦というふうな日程が決められているところに、一回でも通り雨が降って試合が流れますと、次の会場どうしようかというふうな形になるんですね。

実際に、今年の中学校の地区大会は基山で開催されました。これは、多分鳥栖球場が使えなかった関係があると思うんですが、そのときに、準決勝は朝からすったもんだして、水浸しでもう使えないかなというところを一生懸命水とりしながらやっていました。だけど、基山町の中学校のグラウンドだったらできるかもしれないということで、2か所、父兄さんた

ちもかたって水吐きをして、中学校で準決勝をやったと。決勝戦になったら、そこも雨が強くて、結局決勝戦はできなかつた。日程の関係がありますので、両校優勝というふうな形で結果的には終わっています。非常に野球をやる設備としては余りにも排水が悪いんですね。多分長期間で使ってきた関係で土が細粒化していると、そういったこともあると思います。

例えば、よその球場をよく見たら分かるんですが、マウンドをちょっと上げる。30センチぐらい上げる。地下排水と言います。そういった地下排水をやって排水位をよくして、なおかつ勾配をつけて両脇の側溝を大きくするなりして、水はけをとにかくよくすると、そういうことは今の場所でもできるのかなと思っております。

そういった、とにかく野球をやり始めたら、シートで覆い隠して通り雨ぐらいだったら、シートを上げればまた再開できるぐらいの、まして基山町は真砂土でできていますから、排水は本当はよくないといかんとですね。

そういった状況がありますので、そこら辺については、課長はどのように思っていますでしょうか。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

確かに、町営球場も、どのグラウンドもそうですけれども、排水といいますと、やはり暗渠管と勾配と、この2つが原因となるだろうと思っております。町営球場の場合は、年数の経過によりまして、そういう暗渠管の排水機能が機能していないのかなということを考えています。

また、雨が降ったときに水がたまる場所といいますのは、ダイヤモンドのベース付近、こちらのほうはそういう状況がございます。整備する中で、土を戻してやっているんですけども、スライディングとか交錯行為をやりますので、その際に、土がやっぱりなくなって、だんだん固くなって、また土を戻してもなじまないというふうな形が今町営球場の現状ではないかというふうに考えております。

それを今後改修していくためには、新たにベース付近につきましては土を入れて少し攪拌してあげて、一体的にするという方法はいま一つあるのではないかなというふうに考えております。また、全体的で土で盛り上げていくというのは少し研究させていただきたいと思っております。ピッチャーマウンドは既に上がっておりますので、そういう部分的に全体的に上げる

となると、外野との関係も段差も出てきますので、そこはもう少し研究させていただきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

私も少年野球、子どもの少年野球の頃からグラウンドは各地で見してきました。今回、三田川の公園の球場ですかね。あそこはお金かけてスタンド付の球場だったと思うんですが、両サイドの側溝とマウンドの高さが1メートルぐらいあるんじゃないかなというぐらい勾配があるんですね。実際50センチぐらいはあるんですね。だから、少々雨が降っても水はけはいいというふうな状況の設備でした。私はこれだけの基山町、野球人口ありますから、そういったところはやっぱり皆さん見ているんじゃないかなと思えますので、指定管理者の報告もあるでしょう、点検もあるでしょうけれども、雨が降ったときはちょっと課長が見て、待ってまして、球場、雨の日みたいなときに試合をやっておいたら見て、状況を確認していただきたいと思えます。

次の質問ですが、次は観客席の整備ができないかということで上げております。

これは、きのうこの写真を撮ってきたんですけど、ちょうど対面側のコートでシニアのソフトボールチームが練習していました。たまたまその方たちの一人と話したときに、以前、一人の方が言われたのが、こんな球場見たことないよと、座るところがないじゃんというふうな話。確かに、ホームグラウンドのところ、ホームベースのところ、本部のほうですね。あそこにはありますけど、敵味方に分かれたときは3塁側ないんですね。1塁側はそこがある。敵のところには座れないという状況になるから、じゃ、3塁側の人は、外側の田んぼのところにはテントを張って見ていると、そんな状況なんですね。今度は奥のほう、この写真の上のほうなんですけど、1塁がずっと階段状に席があります。ところが、手前にフェンスがあるために、そこに横断幕とかつけて、基山中頑張れとかいってつけておるわけです。よその方は、その隙間から見よるわけですね。こういう構造はよくないなと私は思っていて、上のほうはフェンスを道路際の外側で町有地のところにフェンスは建てて、今の階段状のあれの手前側には、ボールが直接来たらエンタイトルやら何やらありますから、止められる低いフェンスにしたらいんじゃないかなと思ってちょっと書いております。3塁側は全くないんですね。3塁側は植栽があります。皆さん植栽は余り見ていないんですよ。このス

ペースを2段ぐらいの椅子にして、長さは検討すればいいと思うんですが、そういったものを階段状の椅子を造れば、せめて3塁ベース上ぐらいから手前は座れる。外野側は座れるということがありますので、そういったことを検討していただきたいなと思って上げております。その点は課長どう思いますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

大変イメージしやすく資料をいただきましてありがとうございます。こういう考え方も1つの御意見としてお伺いさせていただきたいと思います。やはり球場全体を町民の皆さんが安全に楽しく使っていただきたいと思っておりますので、選手も観覧者も危なくないようにということをまず最初に考えたいと思います。

また、道路とも隣接しておりますので、そこら辺の安全性を確保しながら、今おっしゃっていただいたような工法はいろんな方の御意見を聞きながらやっていけるんじゃないかなと思います。

1つは、ファールゾーンがございますので、ファールゾーンは少しまだ動かさめますので、そういうところを工夫すればこういうことができると思いますし、この植栽部分もまだまだ改良する余地があると思っておりますので、いろんな利用者の方の御意見聞きながら、改修する際には、その御意見を生かしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

栞野議員。

○6番（栞野久明君）

今年に関しては、公共施設の総合管理計画に基づいて本年度は本部席のところと、1、3塁側の倉庫を改修すると。これは建物の関係だと説明を受けてまいりました。

鳥飼議員も先般の一般質問では、照明設備老朽化している。またフェンスも老朽化している。そういったこともろもろあります。やっぱりいろんな方が基山町に来られている。見ていっている関係で、よその状況も知っておく必要があると思うんですが、よその球場の状況というのは、まちづくり課長はつかんでいきますでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

県内の20市町の状況のほうを調べております。全部で49野球ができる球場がございます。そのうち、バックネット裏から1塁、3塁側の後ろまできれいにベンチがそろっているという、野球場を、きちっとした野球場になっているものが17ございました。残りの32につきましては、本部の裏だけだったり、1塁側だけだったり、基山町と同じように芝生だったりいろいろ、全くなかったり、工夫しながらやっているというところが多いというふうな状況ではございます。

**○議長（品川義則君）**

栗野議員。

**○6番（栗野久明君）**

実際、そういう状況なんですね。よそ見たら、いいもの見れば幾らでもいいところがありまして、財政力も違うだろうし人口も違うし、でありますから、高望みも難しいかなとは思いますが、先ほどの町長も検討はしているんですよという話がありました。真剣に検討してもらって、スタンド付の球場ができるなら私もそっちに乗りますけれども、そこら辺が難しいのであるならば、現状をよくつかんで、改善できるところを計画して整備していただきたいなど、私はそう思っております。

町民球場の在り方等々のアンケート、利用いただいた方は、例えば、体育館とか使ったら窓ガラスが破れていますよとかなんとかと書くスペースがあって、管理者がやっていますよね。あれと同じように、例えば、どここの水はけが悪いとか、そういった情報もつかむことも大事なことと思うんですね。また、総合計画というか、計画を立ててやるとなると、それなりの整備をしてほしいと思うんですが、アンケート、町民アンケートをとるぐらいの気持ちで、果たしてどういったことを本当に望んでいるのかということをしっかり調べていただきたいと思いますが、その点、課長はどう思いますか。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

アンケートで御意見いただくというのは大変重要な御意見と思いますので、ぜひそれは、改修する際には重要な御意見になると思いますので、利用者の皆さんに御意見はぜひとらせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

町長に再度質問いたします。

町長は、今までの会話の中というか、議論の中で、本式のスタンド付の野球場、高望みのところもありますが、今どのような気持ちでありますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、率直な感想ですが、こういう具体的な話を持ってきていただける方って、ほとんど今までいないんです。どうにかしてくれという話で、それから、スタンドはさっきも言ったように、どう考えても新しく違う場所に建て直さない限りは無理だと思いますので。こういう感じだったら、今度実は新型コロナの予算を使って多目的のスタンドを造るじゃないですか。だから、逆に言えば、こういうアイデアがあつたら間に合えばそれでやるとかいう方法もあつたかもしれません。だから、来年ももし——いや、新型コロナが続くことを決して望んではいませんが、新型コロナの予算がまた来るようなことがあつたら、こういうのが有力な案件になると思いますけど、いろいろ考えさせていただきたいと思います。

それから、排水の話も、そんなに悪いという話は、実は私には届いていなくて、むしろサーフェスは、あそこは比較的いいほうだというふうな、そういうことで来ていましたので、自分の目でまた雨の日に行つて確かめてみたいと思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

自分の目で見ていただきたいと。そうすれば一般質問で、町長はテニスをするからテニスのほうがきれいになっておるんだと、こういった話もなくなってくるかなと思っております。

冒頭にも述べましたように、野球関係者にとっては町営球場は聖地であります。基山町の野球関係者は、令和2年度当初のソフトボール大会のリーグ戦、チーム登録数は33チームです。社会人野球や小・中学校のクラブ活動を含めると、最大のスポーツ人口となっていると思います。スポーツを通じて健康寿命を伸ばそうと考える基山町では、この活動を支援する

ことは大切な事業だと私は思っております。この聖地を整備することで、これから先もスポーツで健康なまちづくりに寄与できると考えます。

基山町が整備すべき事業はまだまだあり、課題も多いと存じていますが、この事業も置き去りにすることなく、前向きに検討することを提案して、本日の私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

1点ですけど、町長になって一度もテニスはしておりません。よろしくをお願いします。

○議長（品川義則君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで休憩いたします。

～午後2時9分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

大変お疲れさまです。9番議員の重松です。平日の昼過ぎ、大変忙しい時間帯に傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

それでは、質問してまいります。

まず質問事項1として、地域おこし協力隊の活動について質問いたします。

私から申すまでもなく、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行に伴い、地域での様々な問題に対して、大都市圏から地域に定住、定着しながら問題解決を行っていく制度であり、令和元年度では1,071自治体が今これを活用してまして、5,349名の地域おこし協力隊がその場で活躍しているというふうになっております。本町も平成27年度から取り組みが行われまして5年が経過しております。今後の在り方や制度設計も含めて、見直す点があればとの思いで質問してまいります。

(1) 地域おこし協力隊の募集項目、報酬や経費、または業務について説明ください。

(2) 今日までの地域おこし協力隊の採用人員と取組内容について説明ください。



(3)活動にかかる経費、資格取得経費等の上限はあるのか伺います。

(4)地域おこし協力隊が開拓・開発した商品、例えば、基山町で名物の贈答品やお土産品等がもし商品として開発した場合、この商品等の帰属先はどこになるのか説明をください。

(5)地域おこしの振興策として、地域おこし協力隊から提言があったのを実行した政策と取組等もあれば説明をしてください。

(6)地域おこし協力隊と基山町との関係で、見直しが検討されている項目があれば説明してください。

次に、冬季の新型コロナ対策について質問いたします。

新聞、テレビ等の報道でも分かりますように、新型コロナ感染拡大がなかなか止まりません。そして、年末年始を控え、地域経済を立て直すためにもさらなる支援策を検討しなければならないという思いもあります。そして、感染拡大を抑え込むこともまた大変重要でもあります。また、秋以降冬季になればインフルエンザの流行も心配されます。新型コロナを抑え込むためにもインフルエンザ対策が大変急務になりますし、予防接種の全額補助を求めて質問してまいります。

(1)冬季の新型コロナ対策として、具体的な対処法について説明ください。

(2)地域経済及び地域商店街対策、または生活困窮者に対する対策等、今後の支援策について説明ください。

(3)インフルエンザ予防接種の一部補助を基山町は行っております。ゼロ歳児から中学3年生までと65歳以上の町内在住者に今行われておりますけれども、令和元年度の実績について説明ください。

(4)新型コロナ感染症と症状が酷似しているインフルエンザの重病化防止のために、インフルエンザ予防接種の一部助成を全額補助にできないのか伺いまして、1回目の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

重松一徳議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、地域おこし協力隊の活動について。

(1)地域おこし協力隊の募集項目（報酬及び経費）、業務について説明せよということで

ございますが、地域おこし協力隊の業務としては、観光、商店街振興、中心市街地の活性化、スポーツ振興の3種類の分野で、イベント企画・運営、インターネットを活用した情報発信等の業務を行っています。

また、報酬は月額18万1,730円、その他の活動に係る旅費、消耗品費、役務費、賃借料、負担金等の経費は町が負担しているところでございます。車とか家賃とか、そんなものも入るといいますかね。

それから、(2)今日までの地域おこし協力隊の採用人数と取組内容について説明せよということでございますが、平成27年度から平成29年度において2名、そして、平成30年度から令和2年度において3名なんですが、途中で1名追加で採用しているのにプラス、佐賀県採用で基山で活動した人がいましたので、その方々も入れると合計7名ということになると思いますが、ここの答弁では正式というか、その年度できちっとしているということで合計5名というふうに答えさせていただいております。実質は7名と考えていただいてもいいと思います。

各種観光のPR、草スキー世界大会、きのくに祭り等の企画・運営をはじめ、観光振興支援やきやまお散歩マルシェの企画・開催、シャッターペイントプロジェクト「モールでアート」の企画・開催、モール商店街の空き店舗のシャッターに4つぐらい絵がありますけど、あれはまさにあの地域おこし協力隊の初代の方の企画と行動でやっているような話なんですけれども。それから、インターネットを活用した情報発信等の商工振興支援、また、スロージョギングの推進活動、それから、総合型地域スポーツクラブ「スポーツ大国きのくに」の運営のほか、中学校へのバスケットボール指導や女子バスケットボールチームを設立して、県民スポーツ大会に出場するなどのスポーツ振興支援の取組を実施しているところでございます。

それから、(3)で活動にかかる経費、資格取得経費等の上限はあるのかということでございますが、国の地域おこし協力隊推進要綱の経費の上限が定められており、活動に要する経費については、地域おこし協力隊1人当たり440万円が上限とされています。うち報償費等について240万円が上限、それから、報償費等以外の活動に要する経費について200万円が上限とされており、資格取得経費等についても、その範囲内であれば経費として認められるところでございます。

(4)地域おこし協力隊が開拓・開発した商品の帰属はどこになるのかということでござい

ますが、基本的に地域おこし協力隊は、地域おこしの支援として町民や団体等の活動支援を行っているため、地域おこし協力隊自らが商品開発等を実施することはあまり想定しておりませんが、支援活動の中で生み出された新商品がある場合は、その商品等は個人ではなく、支援先に帰属するものと考えております。もちろん地域おこし協力隊の人が自ら開発した商品が出てくれば、当然その人の権利ということになると思います。

(5)地域おこしの振興策として、地域おこし協力隊からの提言を実行した政策があれば報告せよということですが、地域おこし協力隊には、地域産業振興として高速道路基山パーキングエリアに常設している基山ふるさと名物市場の運営サポートをしてもらっております。そのときの店舗、スタッフ、生産者のフォローをはじめ、店内のPOPの制作や、それから、情報発信などを実践していただいているところでございます。それから、スポーツ振興に関しては、町主催のスポーツイベントを開催する際に、運営方法等の提案をいただきながら実施しているところでございます。

(6)地域おこし協力隊と町との関係で、見直しが検討されている項目があれば述べよということで、令和2年度から会計年度任用職員として勤務時間や報酬、手当等の見直しを行ったところでございました。町としては、地域おこし協力隊が各活動内容に即して自主的に活動ができるように支援しているところでございます。また、地域おこし協力隊からもこれまで特段の要望はないため、すぐに見直す項目はございません。

2、冬季の新型コロナ対策についてということで、(1)冬季の新型コロナ対策として、具体的な対処法は何があるのかということですが、冬季についても、これまで行ってきた新たな生活様式での感染予防に徹底して努めることが重要だと考えております。国では治療薬の研究開発、全国民に対するワクチンの確保など、新型コロナウイルス感染症に関する新たな取組を示しており、国、県の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症に対処していきたいというふうに考えているところでございます。

(2)地域経済及び地域商店街対策、生活困窮者に対する対策等、今後の支援策について説明せよということですが、新型コロナウイルス感染症の影響下における消費喚起と事業者の事業継続を下支えするために実施しているプレミアム付商品券事業では、総額2億250万円のプレミアム付商品券を発行し、使用期限の令和3年1月末まで継続して地域経済の復興を支援していこうと思っているところでございます。また、地域商店街を含む中小企業事業者には、急激な売上げ減少に対する中小企業者事業継続緊急支援金を交付し、事業継

続のための支援を実施しているところでございます。

そういう中で、3か月以上経過してもなお一定の売上げの減少がある事業者には追加交付を実施する、いわゆる2回目の交付を実施するという事で、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に対する売上げ減少に対して支援を行っているところでございます。正式な数字は出ていませんけど、多分1回目と2回目を合わせたら200件ぐらいの交付がされているのではないかと思います。

生活困窮者に対する支援については、住民税非課税世帯や一人暮らしの高齢者世帯、生活保護世帯、就学援助受給世帯など1世帯当たり2万円、中学生以下の子どもがおられるところはさらに1万円をプラスしたところの生活支援特別給付金の支給を行うようにしております。まさに今から行うという段階に来ております。また、佐賀県社会福祉協議会が実施している低所得世帯に対する生活費等必要な資金貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度の周知を引き続き行ってまいります。

自立支援に向けた相談に対しては、佐賀県生活自立支援センターとの連携により、経済的な問題や就労に向けた支援を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

(3)インフルエンザ予防接種の一部助成をゼロ歳児から中学3年生まで及び65歳以上の町内在住者に行っているが、令和元年度の実績はということでございますが、インフルエンザ予防接種の実績は、ゼロ歳児から中学3年生までの子どもが1,472件、そして、65歳以上の高齢者が3,039件というふうに令和元年度はなります。

(4)新型コロナウイルス感染症と症状が酷似するインフルエンザの重病化防止のために、インフルエンザ予防接種の一部助成を全額補助にできないのかというふうな御質問でございます。インフルエンザ予防接種費用については、昨年まで65歳以上の高齢者が500円の自己負担ということで、これは近隣の自治体を見ましても非常に進んだ取組でございました。それから、ゼロ歳児から中3までの子どもについて1,500円の補助を行っておりますが、これは2,000円のところが結構多いのと、高校生までやっているところが多いということがございますので、今年については10月からの子どものインフルエンザ予防接種の補助額を2,000円に増額して、対象年齢も高校3年生まで引き上げるように本議会に上程させていただいているところでございます。そして、予防接種の推進を図っていききたいというふうに思います。

蛇足ではございますが、厚生労働省に確認したところ、インフルエンザの今年度の供給量は昨年に比べて9%増しか用意していないと。それ以上は今からでは間に合わないというこ

とをいただいています。私のほうからは、いろいろな自治体が福岡市の例を示して、無料というふうな形になったら、足りなくなってパニックになるんじゃないかという指摘を厚生労働省に正式にしました。それに対して、とはいっても、今からでは間に合わないという答えが返ってきておりますので、そういう意味では、御提案いただいている全額補助というのではなくて、65歳以上は既にこの辺りでは一番の補助になっていますので、あとは子どもの部分をほかの地域の自治体と同じレベルに合わせる、もしくはそれよりも少しよくするような、それぐらいのところを今回の回答とさせていただいているところでございます。

以上で1回目の答弁を終わらせていただきます。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

それでは、2回目以降の質問をいたしますけれども、まず、地域おこし協力隊について質問いたしますけれども、私は地域おこし協力隊が今どのような活動をしているのかというのを1回目で聞きましたけれども、2回目以降については、地域おこし協力隊の制度の在り方、そして、場合によっては支援の在り方に的を絞って質問してまいりたいと思っています。

最初に、基山町は地域おこし協力隊を臨時職員、そして、今年度からは会計年度任用職員として職員として採用しています。ほかの市町では場合によっては業務委託方式、佐賀県も業務委託方式になるのかあります。みやき町も地域おこし協力隊を採用していますけれども、職員としては採用していません。業務委託方式です。そして、例えば大分県の日田市も地域おこし協力隊は大変活動されていますけれども、ここも業務委託方式です。基山町は地域おこし協力隊を職員という形で採用した経緯についてまず説明をください。一番最初平成27年当時まで溯ると思いますけれども。

**○議長（品川義則君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

今、議員おっしゃいましたように、いわゆる職員として雇い入れるのか、委託で私人と契約をするのかという、大きく分けると2種類の方法がございます。本町の場合については雇用関係を結ぶということで、昨年度までは非常勤の嘱託職員と同様な扱いをしてまいりましたし、今年度からは制度が改定になりましたので、会計年度任用職員のパートタイムの職員

として雇い入れをさせていただいています。

そういった中で、なぜ基山町はということでございますけれども、基山町の場合にはやはり、特に今年度から会計年度任用職員になりましたので、地方公務員法の適用とかもありますし、身分保障もきちっとされたというところもあります。そういった関係で、特に基山町の場合、そういった制度を初めて入れるときには、やはり役場のある意味職員のなところで地域のほうに入っていったほうが受け入れやすいのではなかろうかと。そういったところもございまして、今のような形態で雇い入れをしている状態でございます。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

先ほど言いましたように、東京だったり、大阪だったり大都市圏から、場合によっては全然知らない基山町に地域おこし協力隊として来ると。募集要項を見ながら当然来られたと思うんですね。そして、基山町でこういう活動を自分もしたいんだという夢も持ちながら来られた方が大半だろうと思いますけれども、場合によっては職員という縛られた身分よりも、自分はこういうのをしたいんだという、町のほうはこういうふうな形で活動もという、そこら辺のマッチング、そうすることによって、例えば、個人事業主みたいな扱いでの業務委託、それを私は基山町は場合によってはとったほうがいいのではないのかなと。ただ、先ほど回答にもありましたように、今、基山町は会計年度任用職員になっています。そして、基山町は5年目に入って、来年3月末で3年、3年の2巡するという形になろうかと思えますね。そうすると、来年また辞められる方の追加募集をされる形になろうかと思えます。そのときに、先ほど言われたように、職員というふうな身分になれば一定雇用関係もきちっとありますし、安定になると。知らないところに来るという不安の方は基山町の制度は大変いいとも思うんですね。しかし、活動する中で、いや、やっぱり自分は、例えば、独立したやり方というよりも、業務委託方式でやっていくというふうになれば、そこに選択制を設けたほうがいいんじゃないかと。例えば、1年目は今、基山町が行っているように職員としての採用、そして、2年目、3年目になれば選択をしてもらおうと。今までどおりの雇用形態でいくのか、それとも業務委託方式に切り替えて、そういう方式で基山町で活躍してもらおうのか、この選択制を私はしたほうがいいのかというふうに思えますけれども、これについてお考えをお伺いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現状としてはやはり、町長の1度目の回答の中でもありましたけれども、あくまでも実際の地域おこし協力隊としての活動に関しては、基本的には自由度を増したところで対応させていただいています。ただ、やはりあくまでも報酬なりを支払うという中では、一個人というか、職員としていろいろな意味で管理、指導もしていく必要があると思いますので、現状としては、基山町としては今の制度で実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

なぜ私が最初にここを出したのかというと、私も地域おこし協力隊、なかなか話を聞く機会もなかったというのがありますし、どのような活動をしているのかというのも実はそんなに詳しくはなかったわけですね。そして、3年が過ぎ、そして、新たな2巡目という形でいろんな活動をされている中で、ああ、これは基山町の場合も含めて、この制度設計そのものをもう一度見直したほうがいいんじゃないのかと。そういう中で、基山のほうにこうして地域おこし協力隊として来られて、少しでも活躍する場をつくっていくためには、あまり職員として縛らないほうがいいのではないのかなというふうな考えで、実はほかの市町なんかも調べていて、私も日田市のほうには知り合いの方もいらっしゃいますので、地域おこし協力隊の活動についても少し伺ったりしたんですけれども、いろんな活動が実はされています。日田市の場合ははっきり最初から言われているのが、市との雇用関係はありませんと、職員として採用するわけではありませんというのが前提です。ただ、地域おこし協力隊として市長が委嘱をしますと、これも当たり前のことなんですね。一応勤務時間とかいうのは縛りがありますけれども、これは自由に活動してもらって結構ですよ。当然副業も認められていますね。副業というのも勤務時間外でする分ですね。一緒に何でもかんでもできるというもんではありませんけれども、そういう中で活動をされています。

私はそういう活動方法をすれば、基山町が抱えている課題、または今から先の発展のためには新たな発想が出てくるんじゃないのかなと。そのために大都市圏から基山町を全く知ら

ない人が基山町に来てから活躍するんですからね。私たちが全く想像できないような新たな発想を持ってもらうという意味では、この雇用形態そのものを少し見直したほうがいいのではないのかなというふうに思いますけれども、町長、これについてはどう思われますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

地域おこし協力隊の目的の一つで大事なものは、3年間なりそれ以内、2年で終わる方もおられますが、その後、その地域に定着していただけるかどうかというのも実は地域おこし協力隊の大事なポイントでございます。日田市がどういう形でやられているか、もしくはその実績がどうかというのは調べておりませんが、少なくとも基山町は先ほど広義の意味で7名と申しましたけど、そのうち4名の方が今地域おこし協力隊を終わられています、全ての方が基山に住むか、基山で働いているかという形でやられているので、そういう意味では、少なくとも今まではこのやり方でよかったんではないかと思えます。

重松議員からの御提案のやり方で1つ気になるのは、逆に言えば、業務委託で随契でほかの人たちと勝負なしでその人に決めてしまうということになりますので、そこに対してもしある一定の業務委託した成果が出なかった場合、どういうふうにするのかとかいうのを考えなければいけないと思えます。

それから、先ほど言いましたように、基山に残っていただくことが目的なので、その残ってから後、そういう独占業務委託は不可能になりますので、そのあたりの取扱いとかも難しいと思えますので、いずれにしましても、これは私たちがどうこう考えるよりも、今の地域おこし協力隊の皆さん、もしくは卒業した皆さんからまた御意見を聞かせていただいて、既存制度の中でやられる範囲で皆さんが活躍できる方法を考えていくべき話かなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

確かにそうなんです。地域おこし協力隊で卒業して基山町内に残って頑張っている方もいらっしゃるし、現に今9月から1名採用されて、3名の方が基山町内で地域おこし協力隊として活動されているという方の意見をやっぱり十分聞くべきだというふうにも私も思



いますし、もともと基山町は職員として採用したという形になっていますから、実は私2人の地域おこし協力隊の方と話をさせてもらったんですけれども、私のこの業務委託方式というやり方もありますよというふうな話もしたんですけれども、ああ、そういうやり方もあるんですねというふうな感じで、基山町が今行っている職員として働いてもらうというのが、それに対して疑問をあまり持っていなかったと言われる方もいらっしゃいました。ということは、基山町が今取り組んでいる地域おこし協力隊の、私は逆に言えば視野を狭くした部分があるのではないのかと。先ほど言われましたように、募集段階でいろんな取組をしています。基山町の課題なんかも出されて、当然面接等いろんなことがあるかと思うんですけれどもね。その中で何がしたいのかというのを取り上げて、それをどのようにしたいのかという中では、先ほど言った選択制というのも今から先は検討していくべきではないのかというのがまず第1点私のほうから提起させてもらいたい分でもありました。

そういう中で、先ほど答弁として報酬月額18万1,730円というのもありました。今度の9月議会で今回債務負担行為が出されていますけれども、それを見れば報酬が若干今度変わってきていたのかなというふうに思いますけれども、会計年度任用職員という形になれば年度年度によって報酬金額が変わってきますね。どのように今から先なる予定ですか。

**○議長（品川義則君）**

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

今年度から会計年度任用職員になりましたので、今年度の報酬月額を基準に申し上げますけれども、まず、初年度が先ほど町長のほうがお答えになりました18万1,730円、そして、2年度目が18万6,340円、そして、最終年度3年目が19万860円が月額報酬ということで募集をさせていただいておるところでございます。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

本来ならば、私はもし職員として採用するんだったら、フルタイムの会計年度任用職員にしなければならないのではなかったのかなというふうに思いますけれども、この議論はこの場では行いません。

そういう中で、今1年目、2年目、3年目というふうに着実に賃金形態という形では上

がっていくというふうになる。その面については私は賛成もいたします。

そういう中で、例えば、地域おこし協力隊の上限、これは総務省のほうで決めてあるんでしょうけれども、この440万円の上限で基山町も地域おこし協力隊の方は活動されているというふうに報告でもありますので、例えば、先ほど資格取得等も、これはその上限内で当然なるだろうというふうに思います。今日まで地域おこし協力隊の方で資格取得されたという何かあれば例を挙げてください。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

これまで資格を取った者の中にはスロージョギングのベーシックの資格、それから、子どもたちにジュニア教室などを行うときの、小さいときにたくさんの競技をいろいろ体験させたほうがいいというゴールデンエイジという考え方がございまして、そのときにボールを使った指導方法ということで、そちらのボール競技の資格を取っていることがございます。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

**○産業振興課参事（山本賢子君）**

付け加えて御説明をさせていただきます。

平成27年度から任用をいたしました地域おこし協力隊には食品衛生管理者の資格を取得した者、それから、保育士の資格を取得した経緯がございます。また、現在勤務しております地域おこし協力隊では狩猟免許、第1種の猟銃とわなの資格を取得いたしました。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

それぞれ自分の活動する範囲内での資格、当然ありましようし、自分が今後こういう活動をしたいたるところでの資格取得もあろうかと思えます。先ほど言われましたように、今現在活躍されている地域おこし協力隊の方で、例えば、イノシシの狩猟免許とか、それこそ猟銃とか箱わなですね、ああいうふうなものも資格を取られたと。これは場合によっては今から先の活躍の場が広がるんだと。しかし、この活躍する場が広がるというのと基山町が地域おこし協力隊の方に課題として与えた部分がマッチングしない場合が出てくるときもあり

ますね。しかし、私は、例えば業務委託でやるんだったら、そこを新しい開発、活動範囲の開発を含めてできる要素が十分あると。今言われました資格取得以外にもまだまだいろんな活動があるのではないのかなと思いますけれども、それについて、そういう資格を取りたいという場合に制限等はされていますか。それとも、いや、資格制限等はされていませんか。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

資格取得につきましては、その前の募集をする段階で町としての協力隊に求めるミッションというのがございます。それに基づいて募集をかけて、その中での活動、うちが幹をつけたものにいっぱい枝葉をつけ、実をつけていただくのが活動になっておりますので、その範疇であれば当然限度を設けずにできるものが多いと思いますが、目的と全く違うことを何か取得したいということであれば、それはまた別途の御相談ではないかと思っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに別途の相談だと思いますけど、最初のほうで保育士の免許を取られた方は、今はまさに障がい児の放課後デイとかに携わられて基山で働かれておりますので、そういうのは将来、最後の1年間で自分がどういうふうにして残りたいとかいう希望を出してもらうときに、そういう資格を取っていただくというのは、最初の目的とはちょっと違って、そこは応援させていただいているという形になっております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

一番最初に言いましたように、基山町に夢を持って大都市圏から来ると。大変私は勇気のある方だなというふうに思うんですね。私にせろと言っても、多分私はしきらんなどいながらこの話をしているんですけれども、そういった意味で、3年間という時限の中で、3年たてば自分で独立するしかないんですね。3年たった後も基山町がその人の生活の面倒を見ますというふうには今の制度はなっていません。そうすると、この3年間の中でどうにかし

て、場合によっては自立できる態勢もつくらなければならないというのがある中ではあらゆる支援策もしていく必要があると。当然資格についてもあまり制限をしないというのもまた一つの手だろうというふうにも思いますので、ぜひそこをお願いします。

そして、いろいろな取組を基山町もしておりますけれども、例えば、新しく3年間、または地域おこし協力隊の隊員としての身分でもですけれども、自分で企業を起こそうというふうになったとき、この企業を起こす支援に対して基山町どのような支援策がありますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

過去に一例ございますけれども、そういった3年終了の後の起業などを目指して利用された例がございますけれども、町のほうからは100万円の補助を出しております。そういったものを原資として独立に充てていただいているというところでございます。

それと、先ほどのフルタイムがいいという話の部分でございますけれども、逆にいわゆる副業については制限がございませんので、そういった意味からはパートタイムのほうがいいのではないかというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

この地域おこし協力隊は制度そのものが副業を認めるんだというふうな制度設計になっていきますね。そこがフルタイムとか短時間の勤務とかいうのは関係ないんですよ。地域おこし協力隊そのものの制度が副業を認めますよという制度になっていると私は理解しております。

それで、起業支援の取組が、先ほど言われましたように、多分平成30年度に1人だけ100万円というふうな支援金を利用されていますね。これは3年間という地域おこし協力隊の期限が過ぎて、そして、早い話が4年目になりますよね、基山町に来て4年目。自分で企業を起こすというときに、この起業支援の補助金が支払われているという形に、ちょっと間違っていたらしてもらいたいですけれども、例えば、地域おこし協力隊の任務のときに、この3年間に企業を起こすためにいろんな下準備からしなければならないと。そういうとに対して起業支援の補助の取組ができないのか、ここを確認いたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

**○総務企画課長（熊本弘樹君）**

この制度につきましては、今、議員おっしゃったように、そういった来年から独立するんだというときに、1年前から、要するに、3年目からこの補助金は使用できますので、たまたま前回御使用になった方が4年目に使用されたというところでございます。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

ぜひそこをよろしく願いしておきます。

新商品の帰属先については、これは私は漠然とした考えで質問したもので、ちょっとかみ合わなかった面があろうかなと思うんですけれども、私もこの新商品なり、どういうのが出てくるのかなというのは全く分かりません。先ほど言われましたように、地域おこし協力隊が支援する先での開発行為によっての新商品は、当然この支援先があるのかなというのは分かります。

ただ、言いましたように、例えば、地域おこし協力隊は3年間の間にいろんな活動をする中で、自分が将来、基山町に残って何か起業するという目的のためには新たな商品開発も出てくる可能性は十分あると。そのときに、いや、あなたは基山町の職員でしたから、この商品の帰属先は基山町ですよというふうにならないことだけはぜひお願いしておきます。

そういう中で、2点目の見直しです。1点目は、言うように雇用形態の見直しについて質問しました。

2点目は、地域おこし協力隊の支援の仕方について質問したいと思うんですけれども、今の地域おこし協力隊の勤務先はどこになっていますか。

**○議長（品川義則君）**

井上まちづくり課長。

**○まちづくり課長（井上信治君）**

募集のときから勤務先は、スポーツに関しましてはまちづくり課ということでお示しさせていただいております。

**○議長（品川義則君）**

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

産業振興課でも勤務先は基山町役場内ということで募集をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

6項目で見直し項目は何かという質問をしましたがけれども、いろんな見直しをされていますけれども、自主的に活動できるように支援したいんだというふうに言われていますね。私もこの地域おこし協力隊の勤務地は一体どこかなど。役場では、基山町内もいろいろ動きをされていますし、まちなか公民館等もありますけれども、これは私の提案です。

地域おこし協力隊は、例えば、まちづくり課とか産業振興課とか、業務は分かれますけれども、地域おこし協力隊という一つの制度では、きちっと3人が集えれば同じ集合場所が私は必要なのではないのかと。一例として、例えば基山町の中の空き店舗や空き家等をリノベーションして、そこに地域おこし協力隊としての活動拠点場所を基山町が提供してあげると。そして、何よりも基山町の中で地域おこし協力隊に協力したいんだという人をいかにつくるのかというのが私はこの活動のポイントにもなるのかなと。そうすると、庁舎にデスクがあっても、当然地域おこし協力隊の職員の方はそこに集合しますけれども、勤めますけれども、例えば、先ほど言ったように、地域おこし協力隊に協力したいと、一緒に活動したいという人は集まる場所が今ないんですね。そこを私はどうかしてこの活動拠点場所を提供するというやり方が今必要なのではないのかなと思いますけれども、こういう拠点場所の提供というのはできますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

現在もまちなか公民館をもう一つの活動拠点の場所ということで、役場のデスクだったり、まちなか公民館だったり、活動しやすいほうで自由に活動していただいている状況でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回の私の質問は地域おこし協力隊に絞って質問していますがけれども、集落支援員制度も基山町は取り入れていますし、案外お互い協力してやっていくというのは分かります。そういった意味で、まちなか公民館というのも一つの手でしょう。

しかし、私は地域おこし協力隊の方が本当にある程度フリーに動くためにも、そして、3人が課は違ったとしても協力していくためにも、今、基山町は3人ですけれども、3人の方がどっかに集まれる場所、空き店舗とか言いましたけれども、ほかにも場所はあろうかと思えますけれども、そういう場所を提供するというのが一つの今から先のワンステップ上の取組をするという意味では重要ではないのかというふうに思えますけれども、これは町長はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

いや、私の理想としてはまちなか公民館にみんなが集って、応援団もまちなか公民館に集っていただけというのが特に私が今希望しているところです。特に商店街とか観光振興とかいうことになると、あの場所は非常にいいんじゃないかなというふうには思っております。

それに集落支援員の方という話もありましたけど、あそこに集落支援員でおられるのは1人ぐらいですから、逆に言えば、3人の地域おこし協力隊と集落支援員の方1人が、4人であそこが梁山泊みたいな形になって、町内の仲間がそこに集うようになっていただくと、本当の意味でのまちなか公民館になるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

まちなか公民館はもともと設置目的が少し違うのかなと思いながら私はいるんですけども、この地域おこし協力隊の活動に私今回特化してから質問しているんですけども、いろんな面を踏まえて、新たな発想を持つためにどう3人の方が協力していくのか、その地域おこし協力隊3人の方にどう今度は支援する舞台が一緒になっていくのかというところも考えるためには、こういう対策もあるなというふうな提起の仕方をいたしました。これについて、ここですぐに、いや、これができますよ、できませんよという話をこれ以上やろうとは思っ

ていません。ぜひともこういうのも少し参考にしながら、来年度また新たに採用される方もいらっしゃるでしょうし、来年度は来年度でまた少し内容等も変えながらの活動にもなるかもしれませんがけれども、よかったらぜひ参考にさせていただきたいというふうな形で、この質問についてはこの場で終わりたいというふうに思っております。

冬季の新型コロナ対策について少し質問いたします。

なかなかこの出口が見えない、解決策が分からない、ワクチンもどうなるか分からないという中で、長期的な闘いになるという中で、国、県等の動向も注視しながら、この感染予防の徹底を図っていくというふうに言われています。一つはまちづくり課長に伺います。例えば、祭りにしても運動会にしても、人が集まるというのを前提に今まで基山町のまちづくりは取り組まれました。集えない、そして、集わない、逆に言えば集えないんだと。だから、今みんないろんな活動が中止になっていますね。集えない、集わないという中で、どのようなまちづくりを展望していくのかということも私は考えなければならぬと思いますけれども、まちづくり課長は今何か新たな取組というのは町民に対して提起しようとかいうのがあれば出していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ありきたりではあるんですが、「新しい生活様式」の中で、それぞれが密接、密集、それから、密閉にならないような形の中でできるだけ自己管理をしていただいて、交流をやめることなく、新型コロナに打ち勝つようなイベントであれば対策を取ってやっていきたいと。地域においてもそういう御不安なことがあればぜひ相談していただいて、一緒にやり方を考えていきたいということで、止めることなく、この中でできる交流をやっていきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まちづくり課長、ちょっと忘れていたような感じがするので、インターネットを使って同時配信とか、そういうのを今回予算でも提案させていただいておりますので、そういうことも力を入れていきたいというふうに思っております。



○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今年3月、この新型コロナ拡大が広まる中で、7区が毎年していましたが桜まつりを中止したんですね。どうにかして桜まつりができないのかなというふうな考えもあったんですけども、また、この新型コロナがどういうふうになるのか分からない今年3月時点ですね。でも、4月からは爆発的に増えましたし、逆に言えばなくてよかったかなというふうにも思っているんですけども、じゃ、来年3月、この桜が咲く時期になれば、どうにかしたやり方を検討できないかと。今までみたいに集うやり方じゃなくて、先ほど言われましたように、集えなくてもお互いが楽しめる祭りとかいうのを模索、今回、町民体育大会の代わりにいろいろ取組されていますけれども、それも手だろうというふうに思いますけれども、中止するんじゃないかと、形を替えた取組というのも今から先は模索していかなければならないのかなというふうに思っています。具体的に私がここでこういうのもありますよというのはあまり考えていませんので、そういうふうに思っているというだけで捉えてください。

そういう中で、今後の支援策という形で、例えば、昨日でしたか、私テレビを見ていたら、佐賀県の飲食業組合が佐賀県知事に対して要望書を出したというのが放映されていました。国、県、市町のそれぞれの支援策だけではとてもこの年末年始が乗り越えられないと。そして、廃業も考えなければならぬというふうなことで、どうにかしてまた再度この支援策という形で佐賀県知事に要望するというのがありましたけれども、今、基山町の中小企業、また商店街を含めてですけれども、新たな支援策等は何か求められておりますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

新型コロナ対策のいろいろな消毒液とか、飛沫防止のそういうものの枠とか県が補助しているんですけど、7万5,000円以上のものしか補助対象にならないので、商店街のほうから、ちっちゃいところでは7万5,000円まで使わないので、もっと小型のやつがどうかありませんかねという話が今来ているので、それはまた12月議会までの間に検討していきたいなというふうに思っているのが1つ。

あとは、2回目の継続補助金がすごく好評みたいで、今日現在で15企業から2回目に来て

いたと思いますので、長引けば、その2回目みたいな話が出てくるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

それから、さっきの町のイベントで言うと、町のイベントとしてはほとんど中止にしているんですね、実は町が主催のやつは。中止になっているのは、町主催じゃないやつが全部中止になっているんですね。体育協会であったり、文化協会であったりね。町主催のやつはなるだけ何らかの形でやっていきたいということで考えているので、今度ふれあいフェスタも何らかの形でやりたいし、成人式も何らかの形でやりたいと思っていますので、ぜひ御協力いただければと思います。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

今言われました消毒液の補助とか、そういうのも大事でしょうけれども、経営基盤の安定をするためには持続化給付金等の支給等もあり、また、第2次の部分もあると。町政報告でも一般行政報告の中でも、8月末で169件、2,213万円の緊急支援を行ったという（「1回目がですね」と呼ぶ者あり）1回目がですね。そして、2回目が、先ほど言われましたように、合計すれば200件みたいになるだろうというふうに言われました。これだけで年末年始を乗り切る耐力があればいいんでしょうけれども、これだけでも足りないというふうな悲痛な要望があればまた何かの対策を考えるのか、私が聞きたいのはそこなんですね。次の対策を考えてあるのかという形で質問いたします。

**○議長（品川義則君）**

柳島産業振興課長。

**○産業振興課長（柳島一清君）**

先ほど町長が申しあげました2つのものについては、現在検討しているところでございますが、それ以降についてはまだ検討の段階には入っていない状況でございます。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

それこそ要望が上がってから検討するのか、いや、前もって検討していくのか、財源も必要ですからね。そして、国からの補助というのがすぐに緊急的に来るというのはちょっと考

えにくい今の政治状況でもありますからね。基山町の財源の中でどのようにしていくのかというの考えながら、先手を打つというのをぜひお願いしたいというふうに思っています。

そういう中で、中小企業だったり地場産業、そして、商店街も厳しいんですけれども、それぞれ住民の方も大変生活も苦しくなったという方もいらっしゃいます。社会福祉協議会が生活福祉資金貸付制度を行っておりますけれども、これは9月いっぱいというふうに私は思っていたんですけれども、これは延長はされるんですか。

**○議長（品川義則君）**

吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田茂喜君）**

議員おっしゃるとおり、社会福祉協議会が行っています生活福祉資金貸付金ですね、9月いっぱいまでの制度となっておりますけれども、先日、社会福祉協議会を通じて佐賀県の社会福祉協議会のほうに確認しましたところ、上部団体のほうから延長の可能性はあるかもしれない、まだ予定なのではっきりとは言えませんが、可能性があるということは通知が来ているということで聞いております。

**○議長（品川義則君）**

重松議員。

**○9番（重松一徳君）**

まだまだこの制度を知ってある方が少ないですね。基山町は多分、あれはいつかの全員協議会等で報告がありましたけれども、利用されている方が三十何件という報告。隣の鳥栖市なんかもちよっと聞けば何百件とか、1日で何十人もこの制度を利用したいと。特に鳥栖市の場合は外国人といいましょうか、就労される方もいらっしゃいますからね、そういう方も利用できますから、一概に基山町と比較できませんけれども、まだまだ知らない方がいらっしゃるというふうに思います。9月いっぱい終わるんだったら間に合いませんけれども、話を聞けば、年内12月ぐらいまでは延長されるんじゃないかというふうなものもありますので、そのためにももう一度これについては広報をしていただきたいというふうにも思っています。

それから、インフルエンザの令和元年度の実績について伺いました。ゼロ歳児から中学3年生までで1,472件、65歳以上の高齢者で3,039件ですか。これは対象者が何名いて、これを接種された方が何%になるのか、数字的なこととなりますけれども、お答えをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

ゼロ歳から中学3年生までの子どものインフルエンザですけれども、これにつきましては、医師が認めれば2回接種までということで、ちょっと数字的に出すのは難しかったですけど、参考といたしまして、対象者が2,332名、接種者が833人、それと、接種率が35.7%になっております。

それと、65歳以上の高齢者の予防接種につきましては、これ1回接種ですので、全体で対象者が5,118人、接種者が3,039人で59.4%ということになっております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

確かにゼロ歳児から中学3年生までで、子どもといひましようか、若い世代の方は2回接種、ある程度高齢化になって65歳以上の方は大体1回接種でもいいというふうな形になっていますから、そういうふうは何件という形で報告だろうというふうに思います。ただ、先ほど対象者がゼロ歳児から中学3年生までで2,332名、そのうち833人と、35.7%というこの接種率ですね、これは私は高いか低いかというのは実はあまり分からないんです。私はこういう予防接種とかほとんど受けた記憶は実はないものであれなんですけれども。

今回の場合は特に新型コロナと症状が似通るんだと。熱が出た場合、病院の受入れが新型コロナなのか、インフルエンザなのか分からないという形で、今新聞、テレビなんかでもインフルエンザ対策が大変重要なんだというふうなことが言われています。インフルエンザにかかったとしても、例えば、自宅で寝ていれば治る、重病化しない、重篤化しなかったら別にいいんですね。これが重篤化して熱も出た、とても家で寝て治る感じではないというときに、病院に連れていったときが、大変病院のほうパニックになってしまうというところで今問題になっているんですね。そうすると、このインフルエンザの予防接種をしておけばそんなに重篤化しないというのがあるものだから、今まで推奨もされてきたと思うんですね。そういった意味で、35.7%を上げるということも大事だろうと。そのために1,500円の接種補助を2,000円にするというのもあるだろうかというふうに思いますけれども、もう少し具体的にこの接種率を上げる方法というのは何かありますか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

接種率を上げるという方法ですけれども、この接種率につきましては、例年でしたらインフルエンザが流行したとき、そういうときは確実に接種率は上がってきます。今回も新型コロナの関係でテレビ等で報道されてありますので、今季につきましてもそれなりの接種率が上がってくるんじゃないかなということ考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

最後に、町長のほうがこのワクチンの絶対数を増やすことができないという中で、いかに効率よく感染新型コロナの拡大とインフルエンザの抑止をするためにやっていくのかというのがありますけれども、私は特に子どもだったり、高齢者だったり、体の弱い人も含めてでしょうけれども、きちっと接種をさせていくというのが私は大変重要ではないのかなというふうに思います。

それで、大体ワクチン接種は1回が3,500円ぐらいかかります。今回、2,000円まで補助の拡大をするという形になりますので、1,500円ぐらいが自費負担になると。2回受ければ3,000円にもなりますね。私はどうにかして少しでも補助を増やして負担を減らすというのが大事だろうというふうに思いますし、できるだけ多くの方に接種していただくという方策を出すのが大事だろうというふうに思っています。

それで、基山町は今9月議会に予算が出ていますので、ここでもう少し拡大せろというふうに言っても無理だろうと思います。基山町は今予備費が約1,900万円あります。場合によってはこのワクチンの接種補助を拡大するために予備費充用等も含めて検討していただきたいと思いますが、こういう予備費充用の仕方はできますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、予備費充用の前に、各医療機関がある一定のワクチンを確保できるかの調整をしないとイケないと思います。無料にしたら、そんなもん7%増ぐらいじゃ全然足りないので、

無料にはするけど、ワクチンを打てないとなったら、それは基山町の中で暴動が起こりますのでですね。だから、まずは今から一番最初にしなければいけないことは、各病院と調整して、どれぐらいずつ確保できるかというのをきっちり基山町内で調べるということが先になると思います。その結果として、大幅に確保できるということになれば、インフルエンザのワクチンの効用、新型コロナに対しての効用をもう一回調べさせていただいて、有用だということになれば、予備費の充用などを検討することは不可能ではないと思います。まず大事なのはインフルエンザワクチンを確保することですね。それは役場で確保できるものではないので、そこを御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会とします。

～午後3時30分 散会～